

**神山町障がい者計画・  
第7期障がい福祉計画・  
第3期障がい児福祉計画**

令和6年3月

**神山町**

# 目次

第1章 総論 .....	1
1. 計画策定の趣旨・背景.....	1
2. 国の動向（障がい者関連の法整備等の動き）.....	2
3. 基本指針の見直し.....	3
4. 法的位置づけ .....	6
5. 関連計画との整合性.....	7
6. 計画の期間.....	7
7. 計画の対象.....	8
8. 計画の策定体制.....	9
9. 計画の策定経過.....	9
第2章 神山町を取り巻く現状 .....	10
1. 人口の状況.....	10
2. 障害者手帳等の所持者数.....	11
3. 難病患者.....	16
4. 障がい児の状況 .....	16
5. 社会資源の状況.....	18
第3章 前計画の検証・評価 .....	20
1. 神山町障害者計画（H30～R5年度）.....	20
2. 神山町第6期障害福祉計画及び第2期障害児計画（R3～R5年度）.....	32
第4章 障がい者計画 .....	36
1. 基本理念.....	36
2. 基本目標.....	37
3. 施策の体系 .....	39
4. 施策の展開.....	40
基本目標1 多様性を認め合い、支え合う地域共生のまちづくり .....	40
基本目標2 地域生活を充実し、社会参加を支援するまちづくり.....	47
基本目標3 子どもの成長・発達に応じた支援を進めるまちづくり .....	56
基本目標4 就労・経済的自立を支援するまちづくり.....	60
基本目標5 安全で安心して快適に暮らせるまちづくり .....	63
第5章 第7期障がい福祉計画 .....	67
1. 障がい福祉サービス等の全体像 .....	67
2. 令和8（2026）年度末までに達成すべき成果目標及び活動指標.....	68
（1）福祉施設入所者の地域生活への移行等.....	68
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	69
（3）地域生活支援の充実.....	70
（4）福祉施設から一般就労への移行等 .....	71
（5）相談支援体制の充実・強化等 .....	73
（6）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	74

3. 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策 .....	75
(1) 訪問系サービス .....	75
(2) 日中活動系サービス .....	76
(3) 居住系サービス .....	78
(4) 相談支援 .....	79
(5) 地域生活支援事業 .....	80
<b>第6章 第3期障がい児福祉計画 .....</b>	<b>87</b>
1. 令和8(2026)年度末までに達成すべき成果目標及び活動指標 .....	87
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等 .....	87
2. 障がい児通所支援事業等の見込量と確保の方策 .....	89
(1) 障がい児通所支援・障がい児相談支援 .....	89
(2) 発達障がい者支援 .....	91
<b>第7章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>92</b>
1. 町の推進体制と計画の進行管理 .....	92
2. 圏域での連携 .....	93
3. 行政職員の資質向上 .....	93
4. 関係機関・ボランティア団体との連携体制 .....	93
5. 計画の普及・啓発 .....	93
<b>参考資料 .....</b>	<b>94</b>
1. 「神山町障害者計画等策定委員会」設置要綱 .....	94

# 第1章 総論

## 1. 計画策定の趣旨・背景

わが国の障がい福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する措置制度から、自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行し、平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。現在は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び児童福祉法に基づき、障がいのある人が個々のニーズに応じた日常生活や社会生活を営むことができるよう、訪問系や日中活動系等、さまざまなサービスを事業者との契約に基づき利用する制度となっています。

近年では、障がいのある人を取り巻く環境の変化や、法整備が進んでいます。障がいのある人の就労・雇用に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」（平成30年施行）において、雇用分野における障がい者差別を禁止する措置が定められています。そして、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成24年施行）や「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」（平成28年施行）により、障がいのある人の虐待防止・早期発見の取り組みが進んでいます。さらには、令和3年6月には「障害者差別解消法」の改正により、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化などを図ることとし、令和4年12月には「障害者総合支援法」の改正により、障がいのある方などの地域生活の支援体制の充実を図ることとしており、いずれも令和6年4月から施行予定となっております。

また、共生社会をめざす方向性、障がいのある人の自立、発達支援を必要とする障がいのある児童への的確な対応の観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行、移行後の地域生活の継続の支援、就労支援等、サービス提供体制の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム、相談支援体制の充実・強化等、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の構築や医療的ケアが必要な児童や重症心身障がい児に対する支援体制の充実が課題となっています。

本町においては、平成30（2018）年3月に策定した障がい者施策を推進するにあたっての基本理念や基本方針を示した「神山町障害者計画」及び、令和3（2021）年3月に策定した障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び障がい児サービス等の必要見込量及びそれらの確保のための方策等を定めた「神山町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」がそれぞれ令和5（2023）年度末をもって計画期間の満了を迎えることから、令和6年度より新たに「神山町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

## 2. 国の動向（障がい者関連の法整備等の動き）

年	施行・改正された法律等の名称（略称）	内容
平成 24 (2012) 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者に対する虐待の禁止</li> <li>・虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援</li> <li>・養護者に対する支援のための措置など</li> <li>・発見者の市町への通報義務</li> </ul>
平成 25 (2013) 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の範囲に難病などを追加</li> <li>・地域生活支援事業の追加</li> <li>・サービス基盤</li> </ul>
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進などに関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公契約における障がい者の就業を促進するための措置など</li> <li>・障がい者就労施設などの給付する物品に関する情報提供</li> </ul>
	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務</li> <li>・法定雇用率の算定基礎の見直し</li> </ul>
平成 26 (2014) 年	「（障害者総合支援法）」の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害支援区分への名称・定義の改正</li> <li>・重度訪問介護の対象拡大</li> <li>・共同生活介護の共同生活援助への一元化</li> <li>・地域移行支援の対象拡大など</li> </ul>
平成 27 (2015) 年	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病に関する医療や施策の基本方針の策定</li> <li>・公平かつ安定的な医療費助成制度の確立</li> <li>・療養生活環境整備事業の実施など</li> </ul>
平成 28 (2016) 年	「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」の成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい者の定義の見直し</li> <li>・発達障がい者の支援のための施策の強化</li> <li>・発達障がい者支援地域協議会の設置</li> </ul>
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別取扱いの禁止</li> <li>・合理的配慮の不提供の禁止</li> </ul>
平成 30 (2018) 年	「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（改正障害者総合支援法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の望む地域生活の支援</li> <li>・障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応</li> <li>・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備など</li> </ul>
	「（障害者雇用促進法）」の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える</li> </ul>
	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定</li> <li>・文化芸術を鑑賞・創造する機会の拡大、権利保護の推進</li> <li>・文化芸術の作品などの発表の機会の確保、文化芸術活動を通じた交流の促進</li> </ul>
令和元 (2019) 年	「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館や学校などでの、視覚障がい者などの読書環境の整備を推進</li> </ul>
令和2 (2020) 年	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（バリアフリー法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通事業などによるハード・ソフト一体的な取り組みの推進</li> <li>・バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取り組みの強化</li> <li>・更なる利用しやすさの確保に向けたさまざまな施策の充実</li> </ul>
	「（障害者雇用促進法）」の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の活躍の場の拡大や国および地方公共団体における障がい者の雇用状況の的確な把握</li> <li>・特例給付金の支給や優良企業としての認定などができる仕組みが創設</li> </ul>
令和 3 (2021) 年	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児が在籍する保育所、学校などに対する支援</li> <li>・医療的ケア児及び家族の日常生活における支援</li> </ul>
令和 4 (2022) 年	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの種類や程度に応じた手段を選択</li> <li>・地域にかかわらず等しく情報を取得</li> <li>・障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点で取得</li> <li>・高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用</li> </ul>
令和 6 (2024) 年	「（改正障害者総合支援法）」の施行（予定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者などの地域生活の支援体制の充実</li> <li>・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進</li> <li>・精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備などを措置</li> </ul>

### 3. 基本指針の見直し

都道府県・市町村の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、現行の計画期間が令和5年度末までであることから、令和6年度を初年度とする第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定に係る見直しを踏まえた基本指針が令和5年5月に告示されています。

#### <基本指針見直しの主な事項>

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障がい者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
- ⑨障がい福祉サービスの質の確保
- ⑩障がい福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定
- ⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障がい者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他:地方分権提案に対する対応

#### <成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)>

- ①施設入所者の地域生活への移行
  - ・地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上
  - ・施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上
  - ・精神病床における1年以上入院患者数
  - ・精神病床における早期退院率:3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
- ③地域生活支援の充実
  - ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
  - ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

## 第1章 総論

### <成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標) つづき>

<p>④福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上</li><li>・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】</li><li>・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】</li><li>・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上</li><li>・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上</li></ul>
<p>⑤障がい児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1か所以上</li><li>・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築</li><li>・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築</li><li>・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上</li><li>・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】</li><li>・各都道府県及び各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】</li></ul>
<p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等</li><li>・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】</li></ul>
<p>⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築</li></ul>

### <活動指標(市町村)>

<p>①施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 居宅介護の利用者数、利用時間数※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数※</li><li>○ 同行援護の利用者数、利用時間数※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数※</li><li>○ 重度障がい者等包括支援の利用者数、利用単位数※ ※個々のサービスとしての指標は初めて</li><li>○ 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数</li><li>○ 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数</li><li>○ 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数</li><li>○ 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数</li><li>○ 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障がい者の利用者数を追加</li><li>○ 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数</li><li>○ 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認</li></ul>
--

<活動指標(市町村)つづき>

<p>②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数</li> <li>○ 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数</li> <li>○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数</li> <li>○ 精神障がい者の地域移行支援の利用者数      ○ 精神障がい者の地域定着支援の利用者数</li> <li>○ 精神障がい者の共同生活援助の利用者数      ○ 精神障がい者の自立生活援助の利用者数</li> <li>○ 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)【新設】</li> </ul>
<p>③地域生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数</li> </ul>
<p>④福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>※ 都道府県のみのため非掲載</p>
<p>⑤発達障がい者等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障がい者地域支援協議会の開催回数      ○ 発達障がい者支援センターによる相談支援の件数</li> <li>○ 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数</li> <li>○ 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数</li> <li>○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数</li> <li>○ ペアレントメンターの人数      ○ ピアサポートの活動への参加人数</li> </ul>
<p>⑥障がい児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数      ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数</li> <li>○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数      ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数</li> <li>○ 障がい児相談支援の利用児童数</li> <li>○ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数</li> </ul>
<p>⑦相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹相談支援センターの設置【新設】</li> <li>○ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数</li> <li>○ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数</li> <li>○ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数</li> <li>○ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】</li> </ul>
<p>⑧障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数</li> <li>○ 障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数</li> <li>○ 都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導</li> </ul>

## 4. 法的位置づけ

「障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下、本計画といいます。）は、次の3つの法定計画として位置づけられます。

- 障がい者計画…「障害者基本法」第11条第3項に定める市町村障害者計画
- 障がい福祉計画…「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画
- 障がい児福祉計画…「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画

障がい者計画は、障がい児・者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することできるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定めることを目的に策定するものです。

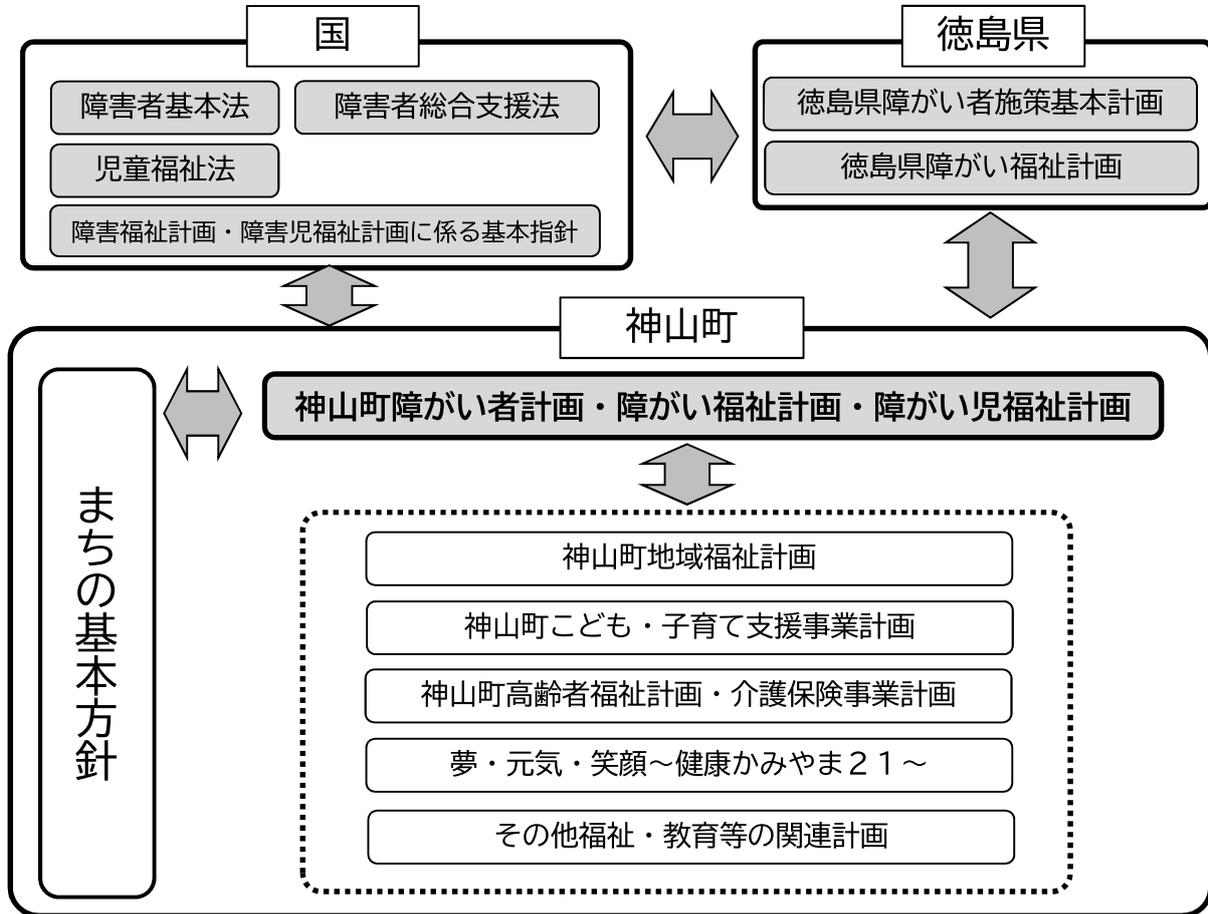
障がい福祉計画は、障がい者福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業が計画的に提供されるよう、数値目標やサービス見込量と確保策等を定め、達成に向けて円滑な実施を目的に策定するものです。

障がい児福祉計画は、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保やサービス見込量と確保策等を定めるものであり、第5期計画策定時から障がい福祉計画と一体的に策定しています。

「障がい者計画」に定める事項 (内閣府の市町村障害者計画策定指針の概要)			
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画の趣旨、基本理念、基本目標等の基本的考え方の明確化</li> <li>●地域内の障がい者施策に関する現状と問題点の十分な把握・評価</li> <li>●基本的な考え方に照らし、今後何が必要かなど課題の整理・分析</li> <li>●住民にわかりやすくかつ効果的な施策の推進を図るための施策の体系化の工夫</li> <li>●具体的な目標設定とその実現のための方策の明確化</li> </ul>		
	<p style="text-align: center;">各 施 策 分 野 の ポ イ ン ト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発広報活動 ○ボランティア活動</li> <li>○相談活動及び情報収集・提供</li> <li>○保健・医療・福祉サービス</li> <li>○教育 ○雇用・就業</li> <li>○スポーツ・レクリエーション及び文化活動</li> <li>○総合的な福祉のまちづくり</li> <li>○障がい者向け住宅の供給など ○建築物の整備</li> <li>○公園、水辺空間などオープンスペースの整備</li> <li>○移動・交通手段 ○防犯・防災対策</li> <li>○国際交流・国際協力</li> </ul>		
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">「障害福祉計画」に定める事項 (障害者総合支援法第88条第2・3項)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">「障害児福祉計画」に定める事項 (児童福祉法第33条の20第2・3項)</td> </tr> </table>	「障害福祉計画」に定める事項 (障害者総合支援法第88条第2・3項)	「障害児福祉計画」に定める事項 (児童福祉法第33条の20第2・3項)
「障害福祉計画」に定める事項 (障害者総合支援法第88条第2・3項)	「障害児福祉計画」に定める事項 (児童福祉法第33条の20第2・3項)		
必須事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>●各年度における障害福祉サービス、相談支援または計画相談支援の種類ごとの必要な見込量</li> <li>●地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</li> </ul>		
任意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策</li> <li>○障害福祉サービス、相談支援または計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション※措置を実施する機関等との連携に関する事項</li> </ul>		

## 5. 関連計画との整合性

本計画は、国や県の計画を踏まえつつ、上位計画である「まちの基本方針」など、その他関連計画との整合性を図り策定していきます。



## 6. 計画の期間

本計画は、「障がい者計画」は令和6年度から令和11年度までの6か年の計画、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3か年の計画として策定します。また、国や県などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
前期神山町障害者計画			神山町障がい者計画					
第6期 障害福祉計画 第2期 障害児福祉計画			第7期 障がい福祉計画 第3期 障がい児福祉計画			第8期 障がい福祉計画 第4期 障がい児福祉計画		

## 7. 計画の対象

本計画における「障がい者」や「障がい児」とは、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条（いわゆる「難病患者」）、発達障害者支援法第2条、児童福祉法第4条に定義する者とします。ただし、具体的事業の対象となる障がいのある人の範囲は、個別の法令などの規定によりそれぞれ限定されます。

### <障害者基本法第2条>（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

### <障害者総合支援法第4条>（定義）

第四条（抄）治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

### <発達障害者支援法第2条>（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

### <児童福祉法第4条>（定義）

第四条 2 この法律で、障害児とは、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

以上の人々を対象としつつ、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現をめざすためには、あらゆる町民の理解と協力が必要であることから、全町民を計画の対象とします。

## 8. 計画の策定体制

### ① 神山町障害者計画等策定委員会

関係団体の代表や有識者、行政関係機関等からなる「神山町障害者計画等策定委員会」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

### ② 名西郡自立支援協議会

委託相談支援事業者や特別支援学校進路担当者等からなる「名西郡自立支援協議会」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

### ③ 事務局

神山町健康福祉課が事務局となり、「神山町障害者計画等策定委員会」の庶務を行うとともに、各種統計資料の整理・分析、計画案の作成など、計画策定全般に係る事務を行いました。

## 9. 計画の策定経過

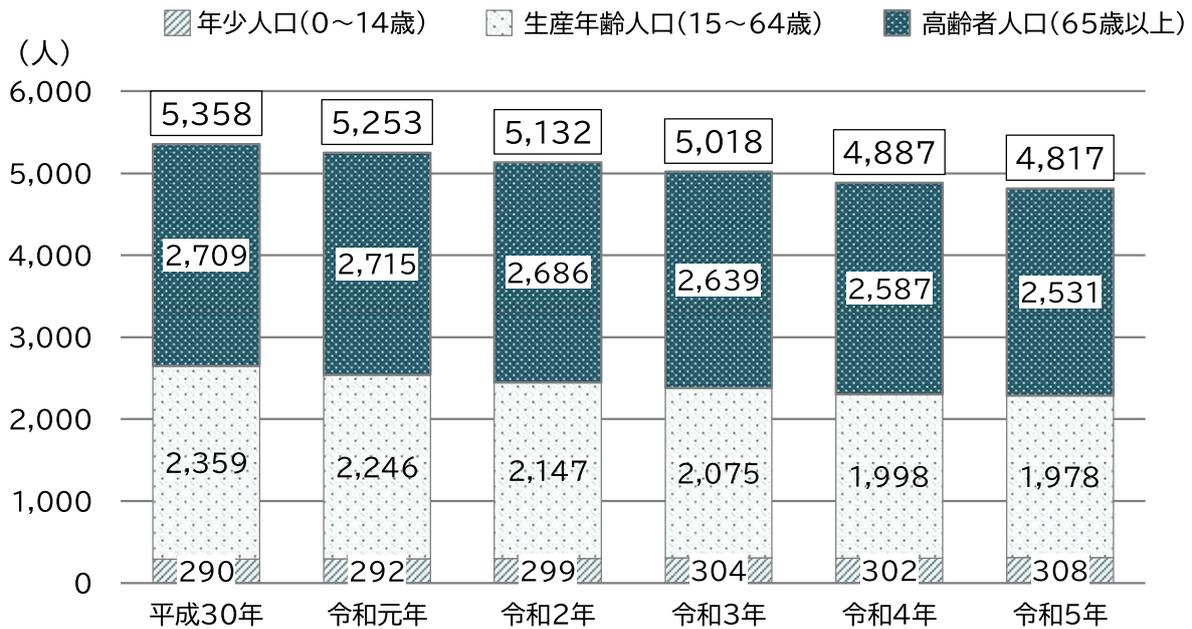
年月日	会議等	内容
令和5年9月26日	第1回策定員会	・計画策定の背景について ・神山町の現状について ・今後のスケジュールについて
令和5年10月中	現計画の振り返り、実績値まとめ、計画骨子案の検討	
令和5年11月中	計画素案の検討	
令和5年12月19日	第2回策定員会	・計画の素案について
令和6年1月5日～1月18日	パブリックコメントの実施	
令和6年2月20日	第3回策定員会	・計画案について
令和6年3月	計画策定・公表	

## 第2章 神山町を取り巻く現状

### 1. 人口の状況

本町の人口は、令和5年9月末時点で4,817人となっており、平成30年の5,358人から5年間で541人減少しています。年齢別にみると、「年少人口」は平成30年以降微増傾向、「高齢者人口」は令和元年に6人の増加がありましたが一貫して減少傾向となっています。また、「生産年齢人口」は平成30年以降減少し続けています。

<年齢3区分別人口の推移>



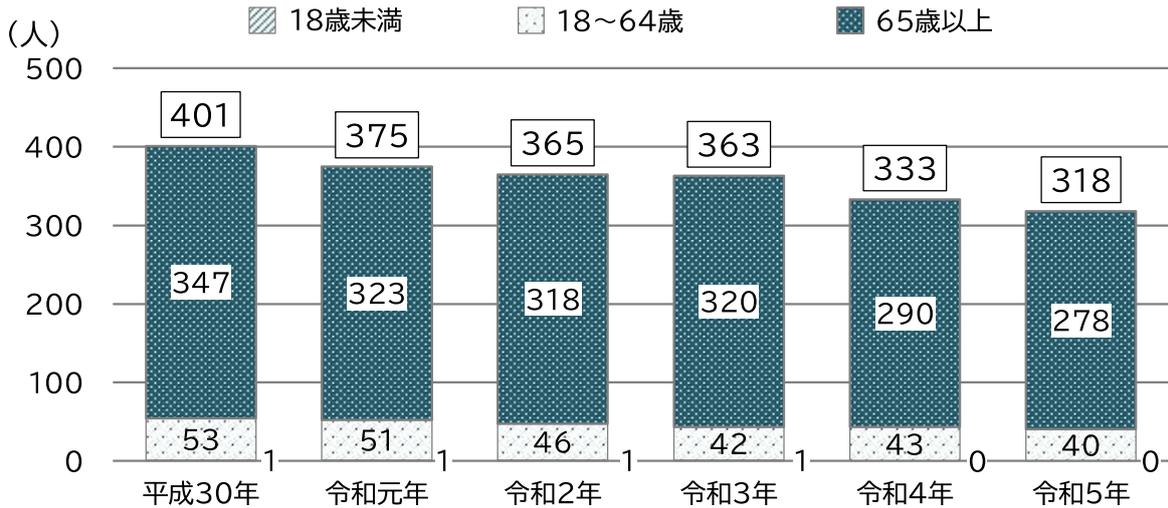
資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

## 2. 障害者手帳等の所持者数

### ① 身体障がい者

本町における身体障害者手帳所持者数は、平成30年以降減少傾向となっており、令和5年3月末現在では平成30年から83人減少の318人となっています。また、年齢別では、「65歳以上」の占める割合が約9割を占めており、身体障害者手帳所持者の高齢化がうかがえます。

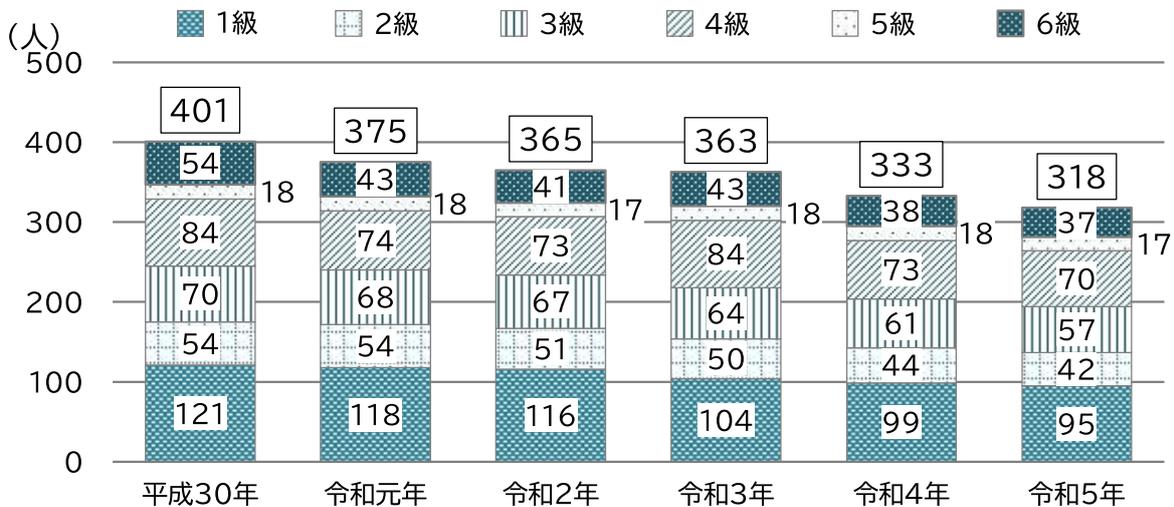
<年齢3区分別 身体障害者手帳所持者数の推移>



資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

等級別にみても、すべての等級で増減を繰り返しながら減少傾向となっていますが、特に「1級」、「6級」で減少しており、平成30年からそれぞれ20人程度減少しています。そのほかの等級では平成30年以降ほぼ横ばいで推移しています。

<等級別 身体障害者手帳所持者数の推移>

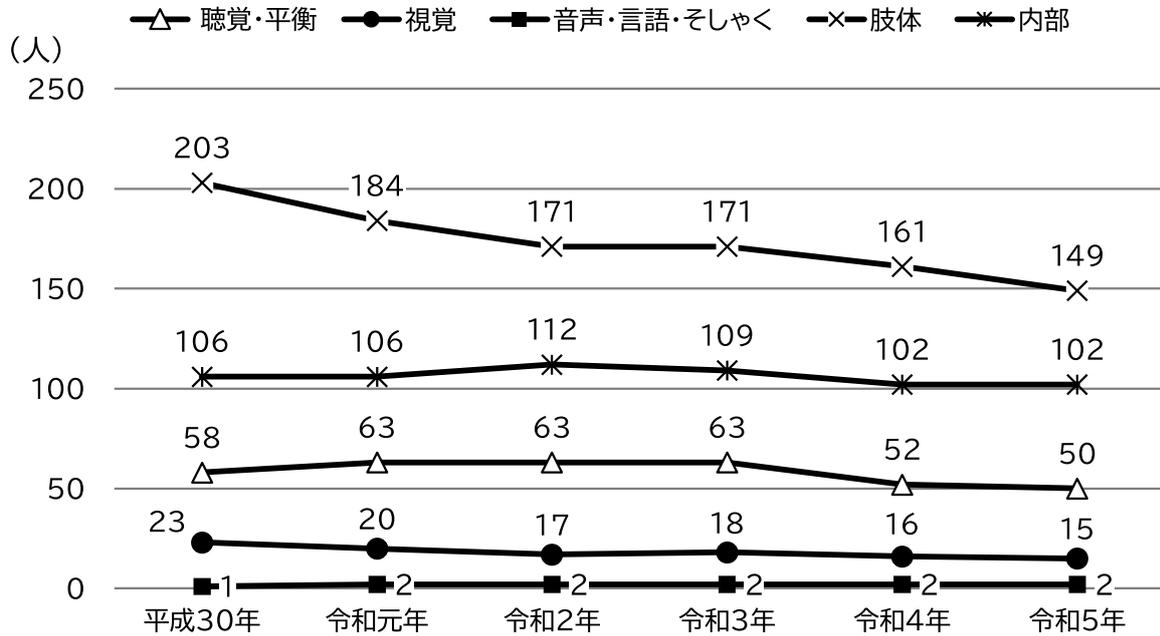


資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

## 第2章 神山町を取り巻く現状

障がい部位別にみると、「肢体不自由」において減少傾向となっており、平成30年以降54人減少しています。また、「視覚障がい」、「聴覚・平衡障がい」、「内部障がい」は緩やかな減少傾向、「音声・言語・そしゃく障がい」は平成30年以降1～2人で推移しています。

＜障がい部位別 身体障害者手帳所持者数の推移＞

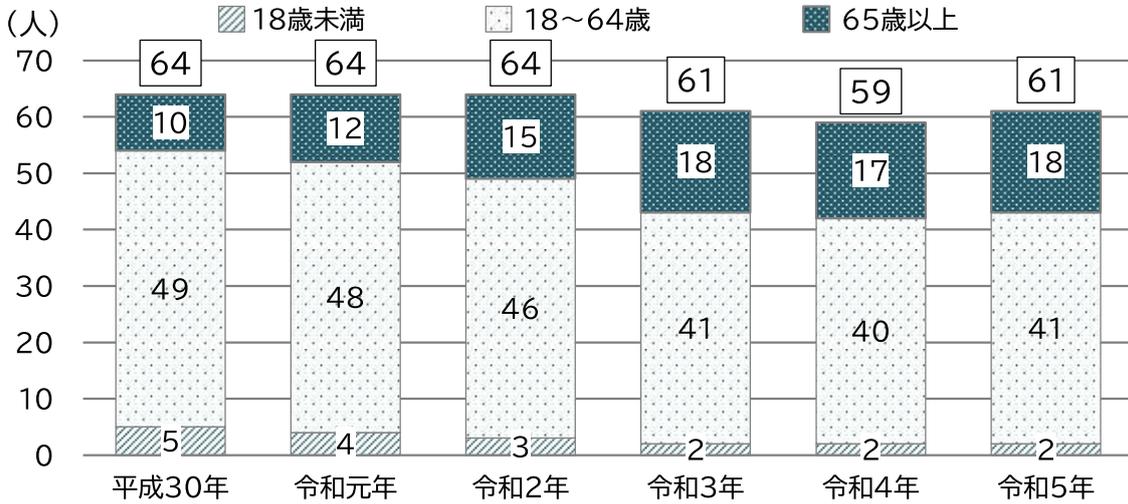


資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

②知的障がい者

療育手帳所持者数は、令和3年に若干減少しているものの横ばい傾向で推移しています。また、年齢別では、「65歳以上」が増加しており、平成30年から8人増加して令和5年3月末時点で18人となっています。

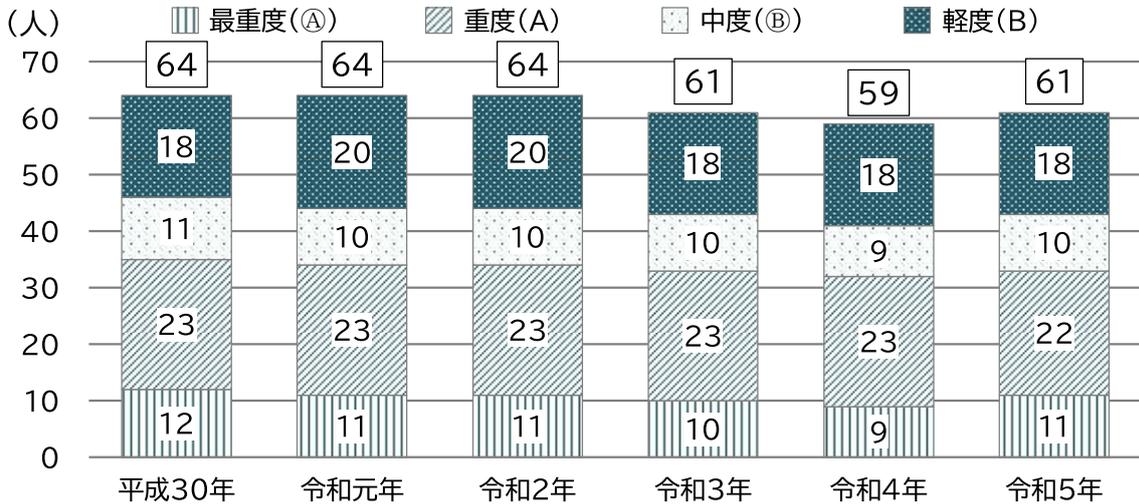
<年齢3区分別 療育手帳所持者数の推移>



資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

等級別にみると、すべての等級別で横ばい傾向で推移しています。

<等級別 療育手帳所持者数の推移>

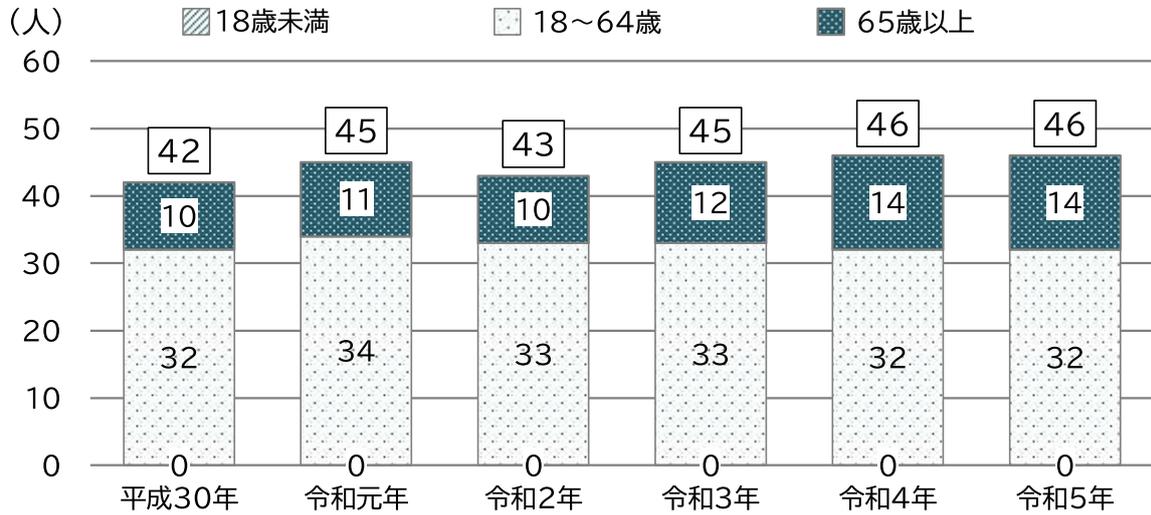


資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

③精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年以降ほぼ横ばい傾向となっており、令和5年3月末現在で46人となっています。また、年齢別では、「18～64歳」が最も多く全体の約7割を占めており、「18歳未満」は0人で推移しています。

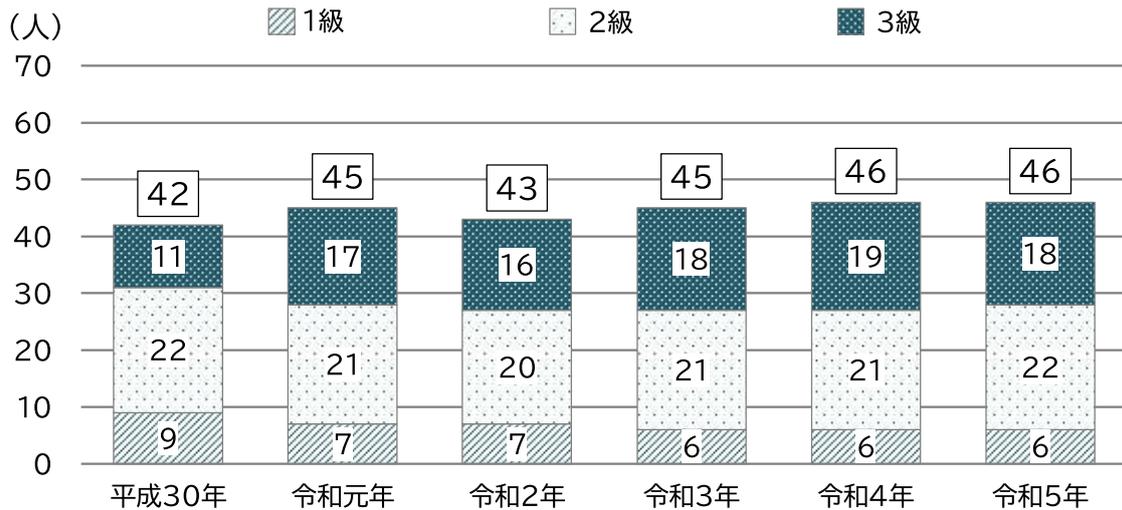
<年齢3区分別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>



資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

等級別で見ると、平成30年以降は「1級」で減少傾向となっており、令和5年では平成30年から3人減少しています。また、「3級」においては令和元年に17人へ増加し、以降増減を繰り返しながら横ばい傾向となっています。

<等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

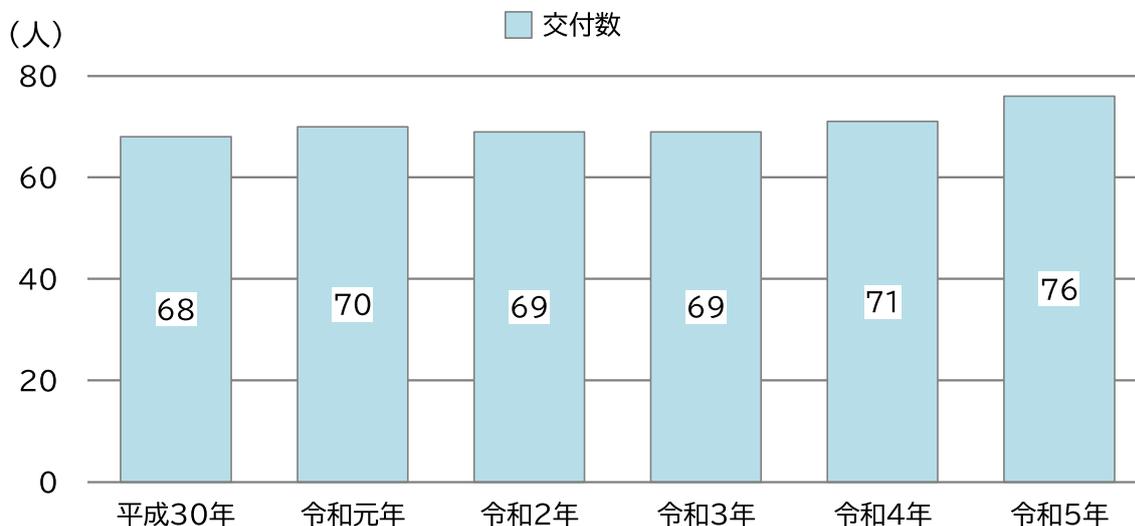


資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

#### ④ 自立支援医療費（精神通院）受給者

自立支援医療受給者証（精神通院）交付数は、平成30年以降増減を繰り返しながら緩やかな増加傾向で推移しており、特に令和5年3月末時点では76人となっています。

<自立支援医療受給者証（精神通院）交付数の推移>

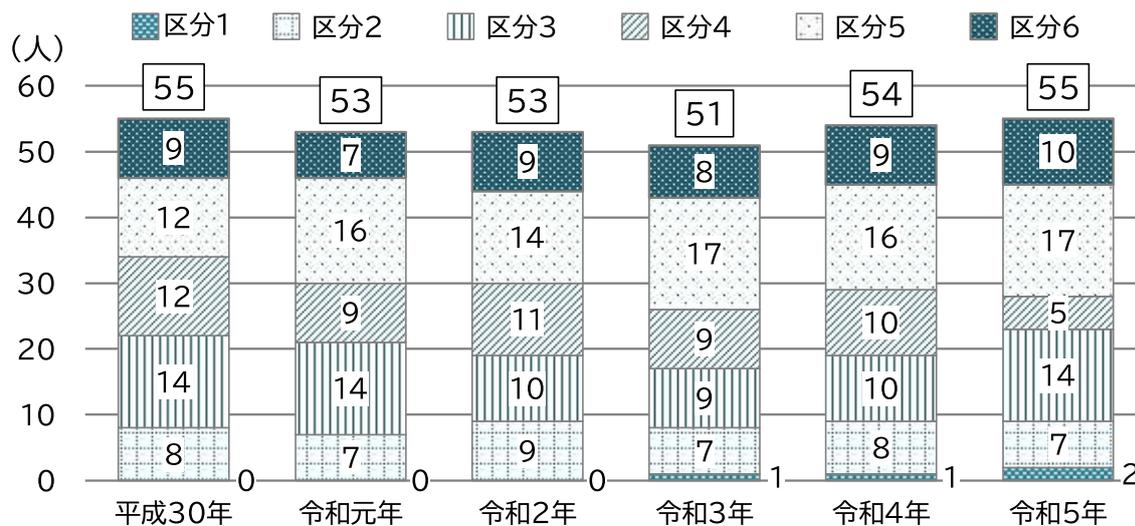


資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

#### ⑤ 障害支援区分認定者

障害支援区分認定者数は、年により増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、令和5年3月末時点で55人となっています。また、区分別にみると、「区分4」は令和5年に5人と大幅に減少しています。

<障害支援区分認定者数の推移>



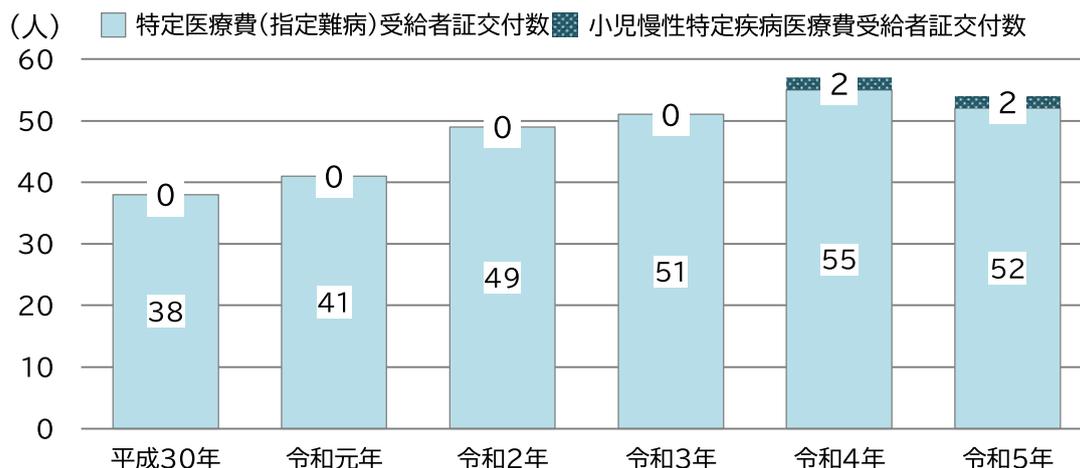
資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

### 3. 難病患者

#### ①特定医療費（指定難病）受給者

特定医療費（指定難病）受給者証交付数は平成30年以降増加しており、令和5年3月末時点で52人となっています。一方で、小児慢性特定疾病医療費受給者証交付数は令和4年より2人で推移しています。

<特定医療費（指定難病）受給者証交付数の推移>



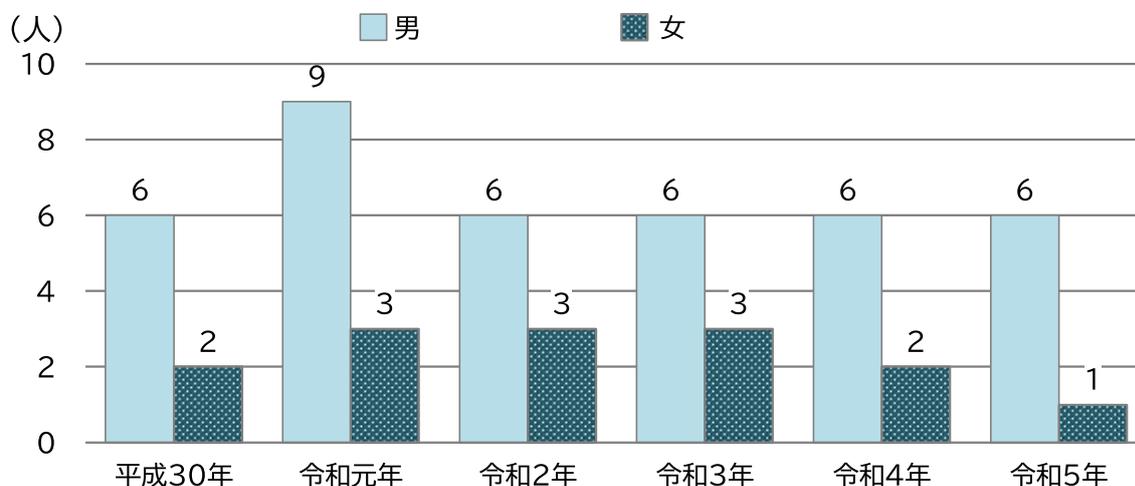
資料:健康福祉課(各年3月末日現在)

### 4. 障がい児の状況

#### ①小学校の特別支援学級の在籍者

小学校の特別支援学級の在籍者数は年により増減がありますが、近年では女性より男性が多くなっている傾向がみられます。

<小学校の特別支援学級の在籍者数の推移>

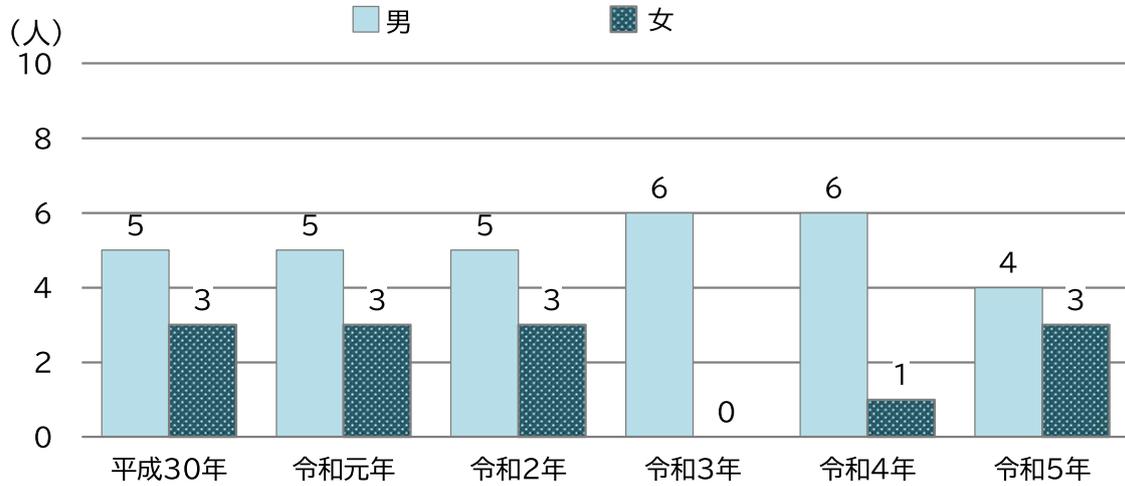


資料:健康福祉課(各年4月1日現在)

## ②中学校の特別支援学級の在籍者

中学校の特別支援学級の在籍者数は平成30年以降増加傾向にありましたが、令和3年以降男性は減少し、女性は増加しています。

<中学校の特別支援学級の在籍者数の推移>



資料:健康福祉課(各年4月1日現在)

## ③特別支援学校の在籍者

令和5年現在の特別支援学校の在籍者数は0人となっています。

<学年別の特別支援学校の在籍者数の推移>

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1年生	0	1	0	0	0	0
2年生	0	0	1	0	0	0
3年生	0	0	0	1	0	0
計	0	1	1	1	0	0

資料:健康福祉課(各年4月1日現在)

## 5. 社会資源の状況

### ①障がい福祉サービス等提供事業

#### 障がい福祉サービス

事業項目	事業所数 (か所)
居宅介護	4
生活介護	16
就労移行支援	1
就労継続支援B型	5
就労継続支援A型	2
自立訓練(生活訓練)	2
療養介護	2
短期入所(福祉型)	1

事業項目	事業所数 (か所)
共同生活援助	8
施設入所支援	11
宿泊型自立訓練	2
計画相談支援	16
児童発達支援	5
放課後等デイサービス	2
障害児相談支援	2
同行援護	3

※資料:健康福祉課(令和5年10月末現在)

#### 地域生活支援事業

##### 【必須事業】

事業項目	事業所数 (か所)	備考
意思疎通支援事業	1	社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団と契約
日常生活用具給付等事業	6	
移動支援事業	3	町内1箇所、町外3箇所と契約
地域活動支援センター	2	Ⅲは神山町社会福祉協議会、 Ⅱは石井町と共同で有誠福祉会と契約

##### 【任意事業】

事業項目	事業所数 (か所)	備考
福祉ホームの運営	0	
日中一時支援事業	9	町外事業所と9箇所契約
障害支援区分認定等事務	0	石井町との共同事業

※資料:健康福祉課(令和5年10月末現在)

## ②相談支援

### 障がい児・者相談支援事業所

障がいのある人の自立した社会生活の実現を目的として、障がいのある人からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、現在町内の指定一般相談支援事業所3か所が相談業務に携わっています。

### 民生委員児童委員協議会

心身に障がいのある人や地域の要援護者等の自立更生を援助指導するとともに、関係機関と協力して、地域福祉の増進に努めるため、町内各地区の方が厚生労働大臣からの委嘱によって活動しています。

### 社会福祉協議会

地域住民や民生委員児童委員、関係機関の参加、協力のもと、心身に障がいのある人や地域の要援護者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな相談支援を行っています。

### 名西郡障がい者基幹相談支援センター

地域における相談支援の拠点として、障がいのある人や家族、関係機関からの相談に対し、必要な情報提供、相談、助言など、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業、障害者虐待防止対策支援事業を実施し、地域の実情に応じた支援を行います。

## 第3章 前計画の検証・評価

### I. 神山町障害者計画(H30～R5年度)

平成30年度に策定した「神山町障害者基本計画」の取り組みについて、評価を行いました。設定した86の施策について評価するとともに、関係課などに個別のヒアリングを行い、課題や今後の方向性について意見交換を行いました。

86の施策のうち、「評価A（計画どおり進行中）」が83個、「評価B（概ね計画どおりだが、一部未実施）」が1個、「評価C（未着手）」が2個となっています。

内訳をみると、『I. お互いに理解し合う地域共生のまちづくり』では、いずれの施策も計画どおりに進行しており、「他市町村団体の訪問等へ参加し、ふれあい事業が推進できている」などの具体的な動きや成果がみられています。一方で「交流活動の参加者の減少」、「新たな地域資源との連携」などが課題として挙げられています。

『II. 障害児・者の自立支援を進めるまちづくり』では、評価B（概ね計画どおりだが、一部未実施）が1個あり、成年後見制度について「専門職の需要の増加に伴う担い手の不足」などが課題として挙げられています。

『III. 生涯を通じた生きがいのあるまちづくり』では、評価C（未着手）が1個あり、町役場など公的機関における雇用拡大の推進について「雇用障害者の配属等」などが課題となっています。

『IV. 安全・安心のまちづくり』では、評価C（未着手）が1個あり、「移送ボランティアの育成」などが課題として挙げられています。

内訳をみると、『V. 総合的な情報提供・相談体制のまちづくり』では、いずれの施策も計画どおりに進行しており、「名西郡自立支援協議会の定期開催による総合的なマネジメント機能の確立」などの具体的な動きや成果がみられています。一方で「人材不足による包括的な支援体制づくり」などが課題として挙げられています。

第3章 前計画の検証・評価

基本目標および関連施策	施策数	評価		
		A 計画どおり 進行中	B 一部 未実施	C 未着手
全 体	86	83	1	2
<b>I. お互いに理解し合う地域共生のまちづくり</b>	<b>15</b>	<b>15</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(1) 理解・啓発活動の推進	3	3	0	0
(2) 福祉教育の充実	2	2	0	0
(3) 交流・ふれあいの拡充	3	3	0	0
(4) ボランティア活動やNPO活動の支援	4	4	0	0
(5) 地域の体制づくり	3	3	0	0
<b>II. 障がい児・者の自立支援を進めるまちづくり</b>	<b>33</b>	<b>32</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
(1) 障がいの早期発見・早期療育の推進	6	6	0	0
(2) 保健・医療・リハビリテーションの推進	6	6	0	0
(3) 在宅福祉サービスの充実	6	6	0	0
(4) 日中活動の場づくり	2	2	0	0
(5) 居住支援の充実	4	4	0	0
(6) 人権・権利擁護の推進	5	4	1	0
(7) 経済的支援の充実	4	4	0	0
<b>III. 生涯を通じた生きがいのあるまちづくり</b>	<b>16</b>	<b>15</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
(1) 多様な障がい児への保育・教育の充実	7	7	0	0
(2) 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実	4	4	0	0
(3) 就労定着支援と就労の場の拡充	5	4	0	1
<b>IV. 安全・安心のまちづくり</b>	<b>13</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	4	4	0	0
(2) 移動・交通手段の整備改善	4	4	0	0
(3) 防災・防犯対策の充実	5	4	0	1
<b>V. 総合的な情報提供・相談体制のまちづくり</b>	<b>9</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(1) 相談体制の充実	4	4	0	0
(2) 情報提供体制の充実	3	3	0	0
(3) 関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充	2	2	0	0

**基本目標 I. お互いに理解し合う地域共生のまちづくり**

**(1) 理解・啓発活動の推進**

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
① 広報などによる障がい者施策に関する効果的な情報提供	○ 町民がわかりやすく、親しみやすい「広報」づくりを通じて「障がい」や障がいのある人に関する町民各層への啓発を行っています。 ○ 町のホームページ(インターネット)を活用した障がい福祉に関する情報提供や町民に対する啓発を行っています。	—
② 「障害者週間」などの啓発活動の推進	○ 人権週間に広報車で町内巡回しています。	—
③ 障がい者関係団体による啓発活動の推進	○ 在宅生活をしている障がいのある人の社会復帰を支援するため、小規模共同作業所「うめっこ」への通所を促しています。	○ 在宅生活をしている障がいのある人が小規模共同作業所「うめっこ」の通所につながりにくい現状です。

**(2) 福祉教育の充実**

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
① 学校などにおける福祉教育の推進	○ 学校においては総合学習などの活動を通して福祉体験やボランティア体験を取り入れ学習する機会の充実に努めています。	—
② 生涯学習を通じた人権や障がい者問題の学習機会の充実	○ 神山町人権教育協議会主催の研修会などで、障がい者問題の学習機会の充実に努め、人権啓発を行っています。	—

**(3) 交流・ふれあいの拡充**

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
① 地域活動における日常的なふれあい事業の推進	○ 老人ホームでの交流・マラソン大会・夏祭りなど、地域で障がい児・者と日常的なふれあい活動ができる多様な交流の場の提供を行っています。	—
② 障がい児・者の参加促進	○ 交流活動、運転免許の更新講習などがあるときに利用できる、手話通訳者や要約筆記者などの配置をしています。屋外での移動が困難な障がい者などについて、外出のための支援を行う移動支援を行っています。	—
③ 交流活動への支援の充実	○ 障がい者団体の研修会、大会に積極的に参加し交流を深めています。他市町村団体の訪問などにも積極的に参加し、親睦を深めています。	○ 参加者が増えず、同じメンバーになっているのが課題です。

(4) ボランティア活動やNPO活動の支援

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①ボランティアやNPOの育成	○障がい者の活動、交流の場にボランティアとして参加し支援を行っています。	—
②ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	○障がい者との交流、勉強会などの内容を載せた会員誌を作成し情報提供を行っています。年1回の定例会もあり交流の場、情報交換の場を設けています。	—
③町民各層のボランティア活動への参加促進	○障がい者へのボランティア養成講座などはしていないため各会員が人材を連れてきたり、自主的に参加してくれ活動しています。保健師などの指導もあり学習会を設け、障がい者への携わり方、病気など勉強しています。	—
④障がいのある人のボランティア活動（ピア・サポート活動含む）の参加促進	○障がいのある人が同じ立場の障がいのある人に支援はしていないが、施設などの訪問、除草作業を行っています。	—

(5) 地域の体制づくり

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①地域の見守り・支え合い活動など地域での福祉活動の促進	○独り暮らしの高齢者と小中学生と葉書交流や放課後児童クラブとの交流、施設などの訪問を行い交流を深めています。	—
②町民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携強化	○日常生活自立支援の利用者については、社会福祉協議会が中心となり地域での障がい者の生活を見守っています。	—
③地域のさまざまな社会資源の有効活用	○神山町身体障害者会、神山町手をつなぐ育成会、小規模共同作業所「うめっこ」などと地域の住民、障がい者ボランティアグループハート・かみやま、NPO法人、人権擁護委員などと協働して活動しています。	○新たな地域資源との連携が必要です。

基本目標Ⅱ. 障がい児・者の自立支援を進めるまちづくり

(1) 障がいの早期発見・早期療育の推進

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①妊産婦・乳幼児健診や各種母子保健事業の充実	○医療機関での妊婦、乳児一般健康診査、集団での乳幼児健診を実施し、その後のフォローのための保健指導、訪問などを実施しています。妊娠中から関わりを持ち、母体の変化と胎児期の発育の状況などを確認し、妊娠中のトラブルがなく、正期産での出産に望めるよう支援しています。未受診者に対しても訪問により状況の確認を行っています。	○小児慢性特定疾病など、専門的知識が必要な事例に対し関係機関と連携を図る必要があります。
②相談体制の充実	○発達相談や保育所巡回相談などを実施し、言語聴覚士など専門家による相談の機会を設けています。	○在宅で生活する障がい児が日中の活動の場を確保するため、適切なリハビリテーションや療育の提供が必要です。
③乳幼児サービスとの連携	○保育所巡回相談などの事業で保育所と保健師が連携し、情報共有することで発達相談や療育などに繋げています。乳幼児健診などで障がいの早期発見に向けて連携が図れていると考えます。	○町内保育所を利用していない乳幼児へは個別に対応が必要となっています。医療的ケア児の受け入れに課題があります。
④早期療育体制の実現	○1歳6ヶ月児、3歳児健診時に言語聴覚士による発達検査を実施し、子どもの発達状態を保護者に説明しています。結果に応じて発達相談、医療機関へ紹介し、子どもに合わせた支援をしています。	○医療的ケア児の対応ができるサービス事業所が町内にありません。
⑤障がいに関する正しい知識の普及・啓発	○言語聴覚士による発達相談や1歳6ヶ月児、3歳児健診時に臨床心理士による育児相談、保健師による個別面接などで保護者に情報提供しています。	○小児慢性特定疾患など医療的ケア児の正しい知識の普及・啓発が必要です。
⑥障がい児デイサービスの実施	○保育所、小学校にて巡回相談員の巡回で、担当職員、保護者に対して障がいの早期発見、早期対応により、放課後等デイサービスに繋げています。	○町内にサービス事業所がないため、送迎など保護者の負担となっています。

(2) 保健・医療・リハビリテーションの推進

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
① 生活習慣病予防対策の推進	○それぞれのライフサイクルに応じた生活習慣病の発症予防・重症化予防の視点で推進しています。	—
②障がい児・者が安心して利用できる地域医療サービスの充実	○名西郡医師会との連携により、必要な医療を身近で受診できる環境に向けて、個々に応じた環境整備を進めています。	—
③リハビリテーション体制の充実	○介護保険制度と連携を図りリハビリテーションを実施しています。	—
④在宅療養生活の支援	○障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携を図っています。 ○在宅での療養生活を支援するための保健、医療、福祉にわたる総合的なサービス調整や医療機関との連携を図っています。	—
⑤精神保健福祉事業の推進	○精神障がい者が地域で自分らしい暮らしができるよう医師、保健所、相談支援事業所、訪問看護、地域包括支援センターなどと連携し、支援しています。また、障がい者ボランティアグループ「ハート・かみやま」と連携し、小規模共同作業所うめっこの支援をしています。さらに自殺予防対策について心の健康に関する啓発を行っています。	○ボランティアの高齢化が課題です。
⑥医療費の給付	○障害者総合支援法に基づく、自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療費）の支給を行います。また、重度心身障がい者などに対する医療費助成をしています。	—

(3) 在宅福祉サービスの充実

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供	○在宅障がい者が充実した生活を送れるよう、相談支援に基づいた福祉サービスを提供しています。	—
②障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供	○相談事業所等情報の共有化を行い、障がい者の自立に向けて福祉サービスを提供しています。	—
③障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進	○身体障害者手帳等手帳交付時に情報提供を行い、障がいに応じて利用できるサービスを提供しています。	—

### 第3章 前計画の検証・評価

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
④ 在宅の難病患者などに対する支援	○本人の希望するサービスを相談事業所、関係機関と相談しながら、充実したサービスが利用できるように提供しています。	—
⑤ 発達障がい者への総合的な生活支援策の検討	○神山町特別支援連携協議会を通して各機関が連携し相談支援体制の充実を図り、整備促進に努めています。	—
⑥ 事業所に対する支援の充実	○障がい者施設、行政、相談支援事業所等関係機関が合同研修会に参加し、人材の育成、支援の向上に繋げています。	—

#### (4) 日中活動の場づくり

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
① 障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保	○日中一時支援の9事業と契約しサービス提供できるように努めています。	—
② 新たな日中活動の場づくりの検討	○小規模共同作業所「うめっこ」では生活訓練や社会適応能力の向上のために、パットライス製造販売、アルミ缶収集洗浄等の活動をしています。	—

#### (5) 居住支援の充実

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
① 障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の充実	○福祉サービスを利用しながら宿泊型自立訓練、グループホームや短期入所といった段階を踏んで自立に繋げています。	—
② 地域生活支援事業による住宅入居等支援事業の実施	○公営住宅への入居について、障がいのある人の住宅の確保に努めています。 ○民間の空き家は移住交流支援センターを通じて、紹介しています。	—
③ 一般住宅の確保の支援	○民間の空き住宅などについて、移住交流支援センターと連携し、その活用を検討、紹介しています。 ○空き家を積極的に活用するため、住居、店舗などの確保に努めています。公営住宅への入居について、障がいのある人の住宅の確保に努めています。 ○民間の空き家は移住交流支援センターを通じて、紹介しています。	—
④ 住宅改造の支援	○重度身体障がい者の住宅改修助成事業は県、町共に実施し、費用負担の支援を行っています。	—

(6) 人権・権利擁護の推進

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①差別・虐待防止など人権に関する啓発の推進	○障がい者虐待防止センターの窓口を24時間帯体制で設置しています。広報、しおりなどで意識啓発を行っています。	—
②虐待などへの的確な対応のための体制整備	○虐待事案を受理した場合、関係機関など迅速に連携し、支援体制の強化を行い適正な対応をしています。	—
③日常生活自立支援事業の利用促進	○各関係機関の連携により、利用が必要な方に対して、社会福祉協議会へ繋げています。	—
④成年後見制度の推進	○成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度を利用する方が安心して制度利用ができるよう令和4年4月1日に中核機関の機能を併せ持つ成年後見支援センターを地域包括支援センター内に設置しました。取り組みとして、広報啓発、被成年後見人及び後見人の支援・相談、支援のための協議会の調整及び運営、成年後見制度利用促進活動を行い、段階的に体制整備を行っています。成年後見人に専門職が選任される件数が急増しており、今後は法人後見、市民後見人等のさらなる活用が期待されています。	○成年後見人等候補者について専門職の需要が増加し、市民後見人など後見人等が必要となっているため、県や中核機関委託先と協力し市民後見人養成のための研修等の呼びかけを行っていますが、申込みがない状況となっています。 ○成年後見制度の利用が必要となっても書類作成や書類の取り寄せなど、申立て手続きが複雑で本人や親族にとっては申立手続きが困難なことが多い現状です。
⑤人権行政相談の周知	○毎月人権相談所を開設しています。令和5年度は、役場、広野支所(7月)、上分公民館(12月)で実施しています。	○行政相談はあるものの、人権相談の実績はありません。

(7) 経済的支援の充実

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①各種福祉手当の支給	○支給要件に該当する方に対して、支給の手続きに関する支援を行い申請に繋げるよう努めています。	—
②生活福祉資金貸付の利用促進	○利用される方に対して、社会福祉協議会へ繋げています。	—
③心身障害者扶養共済制度掛金助成事業の加入促進	○障がいのある方を扶養している65歳未満の保護者に対して、加入促進の情報提供を行っています。	—
④各種減免制度の周知と利用促進	○住民税の控除や軽自動車税の減免などの周知と丁寧な説明を心がけるとともに、そのほかの各種割引・減免制度の周知・普及にも努めています。	○偏りの無いように、引き続き細やかな対応を心がける必要があります。

**基本目標Ⅲ. 生涯を通じた生きがいのあるまちづくり**

**(1) 多様な障がい児への保育・教育の充実**

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①保育所における受け入れ体制の充実	○広野保育所、下分保育所とも年4回巡回相談を実施しています。	○加配職員の不足と専門的知識を必要とする医療的ケア児の受け入れ体制が不十分です。
②就学・教育相談体制の充実	○神山町特別支援連携協議会を通して校種間の連携に努めています。	—
③障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供	○神山町特別支援連携協議会や神山町教育支援委員会において、情報交換を行い、合理的配慮や支援体制について話し合いを行っています。	—
④特別支援教育の推進	○通常学級に在籍する支援の必要な子どもに対しても各校の特別支援教育コーディネーターを中心に連携に努め、相談支援の充実に努めています。	—
⑤学校教育における障がい者理解の推進	○名西郡内の特別支援学級の交流を通して、交流教育に努めています。	—
⑥「障がい」に関する教職員研修の充実	○神山町特別支援連携協議会の中で、多様な障がいに対する研修の充実に努めています。	—
⑦障がいのある子どもの放課後対策等の充実	○全児童に対して放課後の居場所づくりの提案を行い、本人の意思により、選択してもらっています。	○例年開催している放課後子ども教室の内容が同じようなものになっています。

**(2) 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実**

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①生涯学習機会の充実	○ふれあい人権講座映画観賞会・研修会などには要約筆記を活用し、参加しやすい環境づくりに努めています。	○視覚障がい者など、多様な障がいへの対応がまだ不十分です。
②障がい児・者に配慮したスポーツ・レクリエーションの振興	○競技者、活動への需要がないため定期的な活動は行っていません。障がい者を対象とした大会については情報提供し、積極的に参加しています。	○活動の需要のある層への効果的な周知方法は検討が必要です。
③スポーツ施設の改善	○公民館などはスロープなど誰もが使いやすいものとなっていますが、既存の体育館ではバリアフリー化ができてないところもあります。	○今後の施設整備の際には施設のバリアフリー化を進めていく必要があります。
④障がい児・者への生涯学習関連情報の提供	○広報誌や防災無線などあらゆる広報手段により広く周知するよう心がけています。また、大活字本を購入し、障がいに配慮した図書の利用促進に努めています。	○図書館がないため読書ができる広いスペースがありません。

(3) 就労定着支援と就労の場の拡充

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①障がい者雇用の拡大のための事業所などに対する啓発の推進	○徳島労働局と結んだ雇用対策協定により障がい者の雇用拡大に努めています。	—
②総合的な就労相談体制の確立	○名西郡自立支援協議会において、障がいのある方に合う適正な就労を確保します。障がいの状態により就労に結びつかないケースもありますが支援を行っていきます。	—
③福祉的就労機会の整備	○町内に障がい者就労施設などがないので、町外の施設を確保しても送迎がないと利用が難しい状態です。 ○特別支援学校卒業予定者の施設入所は確保が難しく、就労も利用が難しい状態です。	—
④町役場など公的機関における雇用拡大の推進	○採用などについて検討しています。	○配属などについて課題があります。
⑤就労定着支援の提供	○就業に伴う生活面の課題について、家族・事業所と連絡調整、相談を行いながら、障がい者が働き続けることができるよう支援しています。	—

基本目標Ⅳ. 安全・安心のまちづくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	○役場本庁舎・各公民館にもエレベーターを設置しています。公共施設のバリアフリー化を進めています。 ○ユニバーサルデザインについての理解を進めています。	○今後も継続して取り組む必要があります。公共施設利用者のニーズを把握する方法に工夫が必要です。
②安全・安心の道路交通環境や公園の整備	○工事発注時に段差解消や安全な道路交通環境となるよう整備を進めています。 ○公園や観光施設、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、障がい児・者が利用しやすい多目的トイレの設置や案内板などの設置に努めています。	○今後も継続して取り組む必要があります。
③障がい児・者の意向を踏まえた事業実施	○役場本庁舎では障がい者用トイレ・エレベーターの設置を行っています。各公民館についてもエレベーターを設置しバリアフリー化を進めています。	○今後も継続して取り組む必要があります。
④民間建築物の整備改善の促進	○多様な障がいのニーズに合うようバリアフリー化やユニバーサルデザイン化についてのポスターなどを掲示しています。	—

(2) 移動・交通手段の整備改善

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	○移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報提供や移動支援を行っています。	—
②ボランティアによる移動支援	—	○移送ボランティアの育成はできていません。
③公共交通機関のバリアフリー化の促進	○路線バスなどの公共交通機関はステップが設置され、車椅子で乗車出来るようになっていました。妊婦、障がい者優先座席も設置されています。	町営バスの廃止により、あらたな地域住民の移動手段として、「まちのクルマ Let's」の運行を開始になり、新たな課題がでてくると想定されます。
④タクシー料金助成事業実施	○70歳以上の高齢者、介護認定要支援1以上、障がい者(身障2級以上、療育手帳 A、精神2級以上)に令和4年度までタクシー料金の一部助成を実施していました。	「まちのクルマ Let's」の運行が開始され、タクシー料金の助成事業の対象者が拡大されました。今後新たな課題が出てくると想定されます。

(3) 防災・防犯対策の充実

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①地域防災計画の推進	○地域防災計画に基づいた対策を進めています。	○避難支援体制の充実や整備が必要です。
②障がい児・者など災害時要援護者対策の推進	○「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき避難行動要支援者への支援計画の策定、地域における支援のために災害時要援護者台帳を整備し、民生委員・児童委員協議会、神山町社会福祉協議会などと協力しながら支援体制の充実、整備を目指しています。	—
③緊急通信システムの充実	○防災行政無線を利用し情報伝達を行っています。聴覚障がい者には個別受信機にモニターを設置しています。	地域アプリ「さあ・くる」の活用を検討しています。
④地域防犯体制の確立	○地域の安心、安全を守るため、警察署などと連携し、地域安全活動を推進しています。	—
⑤交通安全対策	○各地区分会長による危険箇所点検を実施しています。	—

**基本目標Ⅴ. 総合的な情報提供・相談体制のまちづくり**

**(1) 相談体制の充実**

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①窓口サービスの充実	○窓口で筆記ができるようメモを置き、情報提供ができるよう冊子を準備しています。	—
②総合的な相談ネットワークの構築	○相談支援事業所、関係機関からの障がい者の相談に対して、協議会へ事案を提案し的確支援ができるように努めています。障がいと介護の「共生型」サービスの整備の構築はできていませんが、情報共有については連携しています。	○障がいと介護の両方のサービスについて精通している人材不足により包括的な支援体制づくりは困難です。
③身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者家族相談員の活用	○身体障害者手帳等手帳交付時に相談員の連絡先などを同封し、いつでも利用しやすい状況をつくっています。	—
④民生委員・児童委員の相談活動の充実	○各地区に担当民生委員がおり、常に相談支援体制が取れる状態で、それを関係機関に繋げ支援の充実に努めています。	—

**(2) 情報提供体制の充実**

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①障がい児・者に対する広報の充実	○2か月ごとに発行している「広報かみやま」、町のホームページより障がい者福祉関係の情報を提供しています。	—
②情報バリアフリー化の推進	○「ITボランティア養成」は行っておりませんが、地域活動支援センター事業を利用し事業所でパソコン操作の支援を行っています。	—
③障がい児・者を対象とするIT講習の実施	○地域活動支援センターの利用を推進しています。	—

**(3) 関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充**

施策名	主な取り組み状況・実績	主な課題
①障がい児・者に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進	○各関係機関など情報共有し、さまざまなケースに対して対応できるよう相互に連携、協力できる支援ネットワークづくりに努めています。	—
②総合的なマネジメント機能の確立	○名西郡自立支援協議会は月1度開催され、事業所の報告、その報告に対して各関係機関が助言や指導などを行い検討しています。個別ケースに対しても各関係機関の考え方や助言などを出し合い、サービスの向上に努めています。	—

## 2. 神山町第6期障害福祉計画及び第2期障害児計画（R3～R5年度）

第6期計画（令和3年度～令和5年度）において、具体的な指針を示した成果目標の進捗状況は下記の通りです。

### 1. 施設入所者の地域生活への移行

本町では、国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障がいのある人の状況と意向、地域の受け入れ体制などの状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関などと連携しながら地域移行に向けて取り組みを進めてきました。

入所者削減数については2人を目標としていましたが、実績は4人、地域生活移行者数は目標1人に対して実績は0人となっています。

項目	目標	実績
令和5年度末時点の施設入所者数	25人	23人
入所者削減数（削減率）	2人 (7.4%)	4人 (14.8%)
令和5年度末までの地域生活移行者数（移行率）	1人 (3.7%)	0人 (0.0%)

※実績は令和4年度末時点

※削減数（率）、地域生活移行者数（率）は、令和元年度末時点の施設入所者数（27人）との比較

※入所者は、管内各施設の実際の入所者の積み上げ（他都道府県・市町村の支給決定者も含む）

### 2. 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、名西郡自立支援協議会に位置づけて実施しています。

項目	目標	実績
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	複数市町村による共同設置	1か所

※実績は令和5年10月時点

### 3. 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備について、国の指針では令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされており、名西郡自立支援協議会に位置づけて実施しています。

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所

※実績は令和5年10月時点

### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行者については、目標2人に対して令和3年度は0人、就労定着支援事業利用人数は目標1人に対して0人となっています。

就労移行支援事業所は令和5年10月現在、町内にはありません。

項目	目標	実績
①一般就労移行者数（倍率）	2人 (1.0%)	0人 (0%)
①-1 就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人	0人
①-2 就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	1人	0人
①-3 就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	0人	0人
②就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用人数（進捗率）	1人 (1.0%)	0人 (0.0%)
③就労移行支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所	1か所	0か所

※実績は令和5年10月時点

※移行者数は、管内各施設の実際の利用者の積み上げ（他都道府県・市町村の支給決定者も含む）

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは圏域での共同設置に向けて検討をしていますが、令和5年度末の設置とはなっていません。また、保育所等訪問支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所については、ニーズに応じて町外事業所を活用しています。

医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場については、名西郡自立支援協議会に位置づけて実施しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターは配置ができていない状況ですが、配置に向けて検討をしています。

項目	目標	実績
令和5年度末における児童発達支援センターの設置数	1か所	0か所
令和5年度末における保育所等訪問支援事業所数	0か所	0か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	0か所	0か所
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	0人

※実績は令和5年10月時点

## 6. 相談支援体制の充実・強化など

相談支援体制の充実・強化などに向けた取り組みは、圏域で3事業所と契約しており、ニーズに応じて対応しています。

総合的・専門的な相談支援については、名西郡障がい者基幹相談センターを設置し、実施しています。

項目	目標	実績
相談支援体制の充実・強化などに向けた取り組みの実施体制を確保	確保	3事業所と契約
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有
相談支援事業者に対する専門的な指導、助言件数	6件/年	4件/年
相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件/年	3件/年
連携強化の取り組みの実施回数	12回/年	10回/年

※実績は令和5年10月時点

## 7. 障がい福祉サービス等の質の向上

サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築に向け、関係機関や近隣市町村との連携に努めています。

項目	目標	実績
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制	構築	構築
障がい福祉サービス等に係る研修への参加人数	3人/年	3人/年
審査結果を共有する体制	無	有
審査結果を共有する体制に基づく実施回数	0回/年	0回/年

※実績は令和5年10月時点

## 第4章 障がい者計画

### 1. 基本理念

「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の考え方や国の第5次障害者基本計画の方向性、徳島県の条例（障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例）や本町のまちの基本方針などを踏まえ、「障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生のまち 神山」を本計画の基本理念とします。

#### 基本理念

**障がいのある人もない人も安心して暮らせる  
共生のまち 神山**

## 2. 基本目標

基本理念を具現化するために、以下の5つの基本目標を定め、取り組んでいきます。

### (1) 多様性を認め合い、支え合う地域共生のまちづくり

障がいのある人の抱える問題は決して他人事ではなく、加齢や疾病によって誰しもが障がいを持つ可能性を抱えています。地域共生社会の実現のために、町民一人ひとりが理解と認識を深めることで、知識不足による誤解や偏見に基づくこころのバリアを作らない、または解消できるようにする、こころのバリアフリーの推進が求められます。

障がいに対する誤解や偏見などの社会的障壁を取り除くため、広報・啓発活動や正しい知識を学ぶ機会や交流・ふれあいの機会を一層充実させ、互いの人格や個性を尊重し、障がいに関する理解を深めるとともに、町民一人ひとりが交流・連帯し、多様性を認め合い、支え合う地域共生のまちづくりを推進します。

### (2) 地域生活を充実し、社会参加を支援するまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で自らの決定による自立した日常生活を送ることができるよう、また、ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援を含めていつでも相談ができる体制や、希望するサービスが使える環境を整備するとともに、保健、医療、住まいなど生活をするうえでの基盤を充実させる取り組みを推進します。

また、日常生活や社会生活を支援するため、在宅福祉サービスなどの充実や重症心身障がいや強度行動障がい、医療的ケアが必要な方を支援する体制の整備、さらには日中活動の場・スポーツ・レクリエーション活動など多様な社会参画ができるまちづくりを推進します。

### (3) 子どもの成長・発達に応じた支援を進めるまちづくり

成長や発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもを早期に発見し、支援を行っていくためには、地域における保健・医療・障がい福祉・保育・教育など関係機関が連携・協力を進めていくとともに、妊産婦や子育て世帯にとって身近な相談先があることが広く認知される必要があります。

このため、関係機関が必要な情報を適宜共有することや重層的な支援などの取り組みを進めるとともに、妊娠期から就学前・就学後も切れ目のない支援が効果的に行われる体制を整備し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び、交流する機会の創出などを通じて、子どもの成長・発達に応じた支援を進めるまちづくりを推進します。

### (4) 就労・経済的自立を支援するまちづくり

障がいのある人の特性や能力に応じて一般就労や福祉的就労により生きがいを持って働くことができるよう、総合的な就労相談や就労訓練、関係機関との連携など、就労支援に関わる体制の整備を図るとともに、民間事業者などに対する障がいのある人の雇用の働きかけや公的機関の雇用拡大による就労の場の確保や就労の定着につながる支援、さらには障がい年金や各種手当などの経済的自立を支える公的支援制度の周知や利用しやすい環境の整備など、就労・経済的自立を支援するまちづくりを推進します。

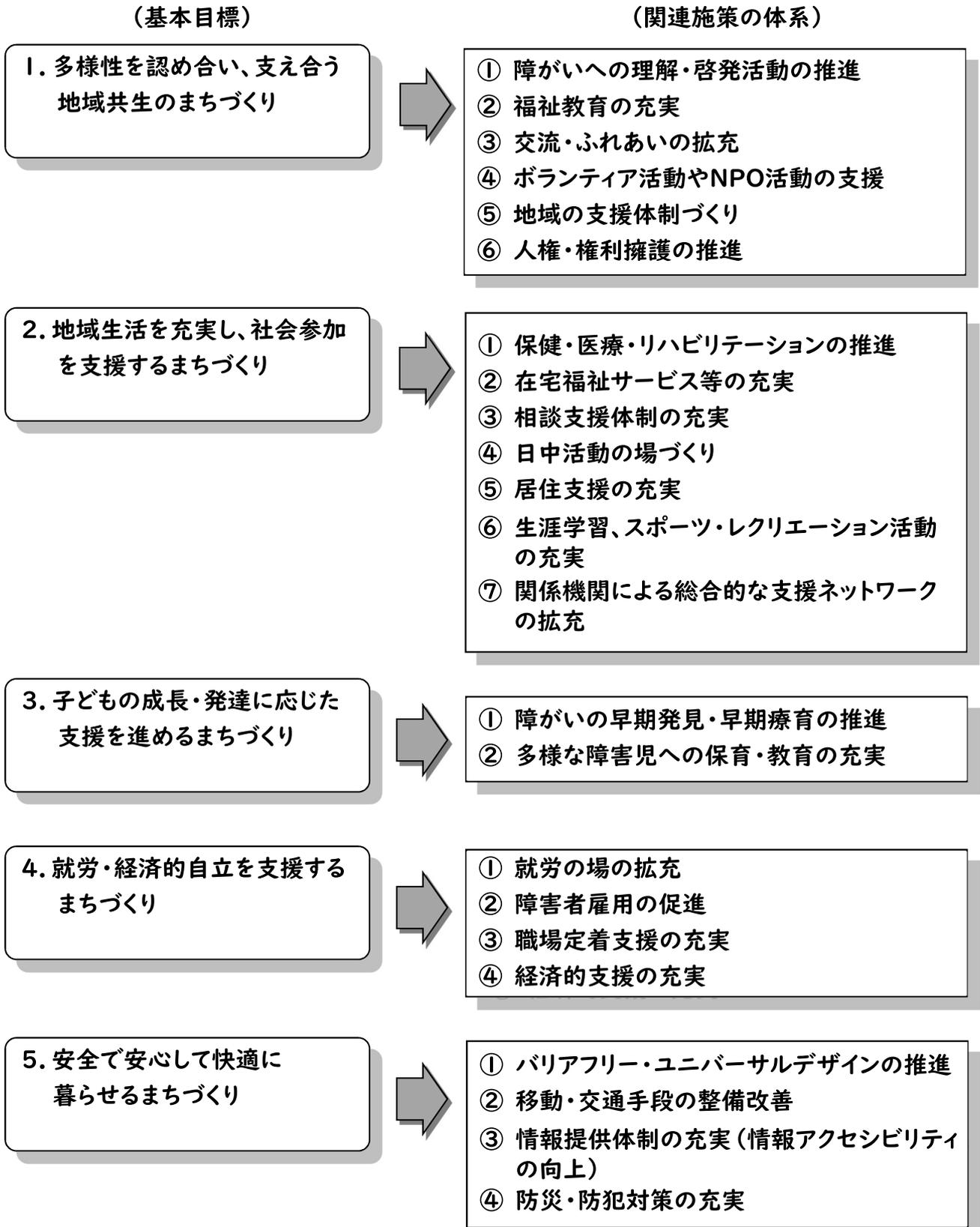
### (5) 安全で安心して快適に暮らせるまちづくり

障がいのある人のみならず、高齢者、子どもなども含めたすべての人々が地域において安全で安心して快適に暮らしていくためには、社会的な要因によってもたらされる困難や制限を可能な限り取り除いていく必要があります。このため、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の視点から、公共施設の建物や道路、公共交通機関などのハード面だけではなく、急速に普及したスマートフォンなどによる情報利用のしやすさ(情報アクセシビリティ)の向上も含めたまちづくりを推進します。

また、災害発生時などに備えて日頃から地域ぐるみで防災・防犯対策を講じ、障がいのある人だけでなく災害時要援護者にも配慮したまちづくりを推進します。

### 3. 施策の体系

基本目標に基づき、関連施策の体系を次のように定めます。



## 4. 施策の展開

### 基本目標1 多様性を認め合い、支え合う地域共生のまちづくり

#### ① 障がいへの理解・啓発活動の推進

##### ■ 施策の方針

障がいや障がいのある人やその家族に対する偏見や差別をなくし、障がいの有無にかかわらず、互いの人格や個性を尊重し、多様性を認め合い、支え合う地域共生のまちづくりの実現に取り組んでいきます。

また、障がいのある人がその特性に応じ、自ら社会活動に参加し、地域で自立した生活を送れるよう、地域全体で支える風土づくりをめざします。

また、障がい福祉関係の情報や人権啓発活動、障がいのある人の活動について、広く住民への啓発活動に取り組むよう促進します。

##### ■ 主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	広報などによる障がい者施策に関する効果的な情報提供	○2ヶ月ごとに発行している「広報かみやま」や町のホームページにおいて、障がい福祉関係の情報提供を行い、町民がわかりやすく、親しみやすい広報づくりを通じて障がいや障がいのある人に関する町民への啓発を進めます。 ○制度の改正などがある場合わかりやすい言葉で障がい福祉関係の情報提供を行っていきます。	健康福祉課・総務課
2	「障害者週間」などの啓発活動の推進	○広報車で町内を巡回し、「障害者週間」や「人権週間」などを通じた人権教育、啓発活動を推進します。	健康福祉課教育委員会
3	障がい者関係団体による啓発活動の推進	○在宅生活をしている障がいのある人の社会復帰を支援するため、小規模共同作業所「うめっこ」で出張喫茶を行い、イベントへの参加をしており、引き続き、障がい者関係団体による主体的な住民への啓発活動を支援します。	健康福祉課

基本目標1 多様性を認め合い、支え合う地域共生のまちづくり

② 福祉教育の充実

■ 施策の方針

障がいのある人だけでなく、すべての人が大切な存在として尊ばれ、偏見や差別のない社会をつくるためには、就学前教育や学校教育の中で、早い段階から一貫した人権教育を進める必要があります。

学校の総合学習などの活動を通して、それぞれの学校や学年に応じた人権教育、福祉体験やボランティア体験を取り入れるなど、学び考える機会を充実させるとともに、「インクルーシブ教育」の考え方に基づき、合理的配慮の提供をしたうえで障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学べる場の整備も検討します。

また、障がいのある人への理解を支援するために必要な基本的な知識について、周知・啓発を行う人材の育成や、人権啓発講演会や県外視察などの機会を確保し、障がいに関する問題をはじめ、さまざまな人権問題について広く町民に周知し、学ぶ機会を充実します。

■ 主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	学校などにおける福祉教育の推進	○学校や保育所などにおいて総合学習などの活動を通して福祉体験やボランティア体験を取り入れ、人権教育年間計画の中に障がいのある人の人権などについて考えるカリキュラムを取り入れ学び考える機会の充実を努め、福祉教育を推進します。 ○学校職員などに対する福祉意識啓発の機会を充実します。	健康福祉課・教育委員会
2	生涯学習を通じた人権や障がい者問題の学習機会の充実	○神山町人権教育協議会主催の研修会などで、障がい者問題の学習機会の充実を努めており、引き続き、障がいのある人の当事者目線で事業内容を見つめ直し、基本的知識の普及や人権啓発を推進し、福祉教育を推進する人材育成に努めます。	健康福祉課・教育委員会

基本目標1 多様性を認め合い、支え合う地域共生のまちづくり

③ 交流・ふれあいの拡充

■施策の方針

障がいのある人に限らずすべての人が住み慣れた地域の中で互いに支え合い、豊かな人間関係の中で暮らし続けることができるよう、ともに生き、ともに支え合う意識を深めていくことが重要であり、そのことが「地域共生社会」を実現する第一歩となります。

このため、自治会をはじめ老人ホーム、企業など地域の団体が中心となって、障がいのある人が身近な地域で積極的に参加できる行事の開催など、多様な交流の機会づくりに取り組み、ふれあいを深める必要があります。

また、関係機関や他の市町村団体が協力し合いながら、障がい者団体の研修会や大会に積極的に参加し、知識や交流、親睦を深めるよう努めます。

■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	地域活動における日常的なふれあい事業の推進	○養護老人ホームでの交流、神山温泉祭り、夏祭りなど地域単位で障がいのある人と日常的なふれあい活動ができる、多様な交流の場の提供に努めます。	健康福祉課
2	障がいのある人の参加促進	○屋外での移動が困難な障がい者などについて、外出のための支援を行う移動支援を行っており、引き続き、交流活動、運転免許の更新講習などがあるときに利用できる、手話通訳者や要約筆記者などの配置やその広報、利用の充実・支援をするよう努めます。	健康福祉課
3	交流活動への支援の充実	○研修会、各種大会など開催場所の提供や開催に係るアドバイスなど障がい者団体や地域による交流活動や他市町村団体などとの交流活動を支援します。	健康福祉課

基本目標1 多様性を認め合い、支え合う地域共生のまちづくり

④ ボランティア活動やNPO活動の支援

■施策の方針

障がいのある人やその家族が地域でその人らしく生活を続けるためには、一人ひとりの多様なニーズに対応することが必要です。制度に基づく公的なサービスの提供以外にも幅広い領域にわたり、きめ細かな支援を行うためには、ボランティア活動やNPO活動などの「力」が不可欠です。

そのため、広く町民に対し保健師などの指導により、障がいに関する基本的な知識や関わり方の学習会を設け、ボランティア活動への積極的な参加を支援します。

また、障がいのある人が支援を受ける側となるだけでなく、同じ障がいを持つ立場に立って支援を提供し、障がいのある人がその能力に応じて無理なく参加できるボランティア活動を支援します。

■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	ボランティアやNPOの育成	○ボランティアに関する相談や研修機会の充実などボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進します。 ○研修会や障がい者団体などへの参加を促進し、多様なニーズに対応できるボランティアやNPOの育成を支援します。	健康福祉課
2	ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	○障がい者との交流、勉強会などの内容を載せた障がい者団体の会員誌の作成など情報提供を充実させ、年1回の定例会の場などボランティア活動・NPO活動に関する交流や情報交換の場を設け、積極的に町民が参加できるよう努めます。 ○ボランティアやNPO相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化を促進します。	健康福祉課
3	町民各層のボランティア活動への参加促進	○ボランティア養成講座などは実施していないため、各会員が人材を連れてきたり、自主的に参加し活動を行っており、引き続き、町民各層のボランティア活動・NPO活動への参加を図るための保健師などによる学習会を設け、障がいのある人への携わり方、病気などについて勉強し、ボランティア活動できる機会を充実します。 ○学習会参加者や活動に興味のある人のボランティア人材バンクへの登録、活動への参加、自主的な活動の立ち上げなどを支援します。	健康福祉課
4	障がいのある人のボランティア活動(ピア・サポート活動含む)の参加促進	○障がいのある人自らが同じ立場から障がいのある人を支援するボランティア活動(ピア・サポート活動)を支援します。 ○障がいのある人が施設などに出向き、自ら除草作業などのボランティア活動に参加できるよう支援します。	健康福祉課

基本目標1 多様性を認め合い、支え合う地域共生のまちづくり

⑤ 地域の支援体制づくり

■ 施策の方針

障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して暮らすためには、地域住民と協力しながら、それぞれの置かれた状況に応じて話し相手や見守り、買い物の代行、あるいは虐待の防止など多様な生活課題やニーズに対応していくことが重要です。

そのため、地域住民が見守り・支え合い活動に参加し、民生委員・児童委員、自治会などが地域でさまざまな福祉活動を行えるよう、社会福祉協議会が中心となりネットワークづくりを行うことが求められます。

地域住民が我が事として主体的に取り組めるよう、日常的な支援活動として、それぞれ地域の特性に応じた地域での福祉活動を育成し、「共助」と「公助」が効果的に組み合わせられた地域単位での支援体制づくりをめざします。

■ 主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	地域の見守り・支え合い活動など地域での福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会などによる地域での福祉活動の充実とネットワーク化を進めます。</li> <li>○独り暮らしの高齢者と地域の保育所や小中学生との葉書交流や、放課後児童クラブとの交流、施設などの訪問を行い交流を深め、地域での見守りや支え合い活動を進めます。</li> </ul>	健康福祉課
2	町民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会が中心となり、町民、事業者、ボランティア・NPOおよび町などの連携、協力により、地域福祉活動を推進します。</li> </ul>	健康福祉課
3	地域のさまざまな社会資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内各地域のさまざまな公共施設や空き家など、障がいのある人やボランティア・NPOの活動拠点としての社会資源の有効活用を図ります。</li> <li>○地域に住んでいる、有資格者や知識・経験を有する町民の活用など、福祉人材の確保に努めます。</li> <li>○小規模共同作業所「うめっこ」を拠点に地域の住民と連携し、作業所やりサイクル社会資源の有効活用を図ります。</li> <li>○神山町身体障害者会、神山町手をつなぐ育成会、小規模共同作業所「うめっこ」などと地域の住民、障がい者ボランティアグループ・かみやま、NPO法人、人権擁護委員などと協働して、新たな地域資源との連携・活用に努めます。</li> </ul>	健康福祉課

基本目標1 多様性を認め合い、支え合う地域共生のまちづくり

⑥ 人権・権利擁護の推進

■施策の方針

虐待行為など障がいのある人への権利侵害について、広く人権や権利擁護に関する意識啓発を行うとともに、早期に発見し、初期の段階で迅速に対応することが大切です。

このため、関係機関と連携しながら虐待防止の啓発、予防を図るとともに、「名西郡虐待防止センター」に 24 時間体制の窓口を設置し、虐待が発生していた場合は早期発見、適切な対応に繋ぐ一貫した支援を行います。

また、精神上的の障がいにより判断能力が不十分なため、契約などの法律行為における意思決定が困難な人が地域の中で自立した生活を送ることができるようにするためには、こうした人を保護・支援する体制づくりが重要です。

このため、人権相談所の開設や各関係機関の連携により、こうした障がいのある人が地域で自立した生活を続けられるよう、各種申請などサポートを行い、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用促進をめざします。

■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	差別・虐待防止など人権に関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人に対する差別・虐待防止のための関係者に対する意識啓発を行うほか、地域での取り組みに関する啓発を行います。</li> <li>○「広報かみやま」や「福祉のしおり」などで地域住民に対し意識啓発を行います。</li> <li>○健康福祉課内に障害者虐待防止センターの窓口を24時間帯体制で設置しており、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者への支援などに努めます。</li> </ul>	健康福祉課・総務課
2	虐待などへの的確な対応のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生児童委員などの関係機関・団体と速やかに連絡・連携し、支援体制を強化し、適切に対応できるよう努めます。</li> <li>○虐待に関する相談窓口「名西郡障害者虐待防止センター」を設置し 24 時間体制で相談を受けるなど、相談体制の強化に努めます。</li> </ul>	健康福祉課
3	日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知的障がいや精神障がいなど判断能力が不十分な方に対する、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスなどを行う日常生活自立支援事業を窓口となる社会福祉協議会へ繋がります。</li> </ul>	健康福祉課

#### 第4章 障がい者計画

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
4	成年後見制度の推進	<p>○障がいのある人やその家族だけでなく、広く町民に対し、制度に関する知識や情報、相談窓口などを周知・啓発することで、本人自身や地域住民、介護支援専門員など本人の身近な支援者が判断能力の低下に関するリスクや課題に気づき、事前に任意後見制度の利用や本人自身が早い段階から補助・保佐の利用を検討できるよう努めます。</p> <p>○知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が不十分な人を保護するために、利用の支援および申し立てに必要な経費の助成を行うことで、成年後見制度の利用促進を図ります。</p> <p>○障がいのある人の支援を長期にわたり安定して行うため、社会福祉協議会による法人後見事業を検討します。</p>	健康福祉課 成年後見支援センター
5	人権行政相談の周知	<p>○町役場や広野支所、上分公民館などで毎月開催されている人権相談、行政相談において人権擁護委員、行政相談委員による相談を受け付け、判断能力が不十分な人が適切なサービスを利用できるように支援します。</p>	健康福祉課

## 基本目標2 地域生活を充実し、社会参加を支援するまちづくり

### ① 保健・医療・リハビリテーションの推進

#### ■施策の方針

疾病全体に占める、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の割合が増加している中、それが原因で起こる障がいの発生は、若年期からの生活習慣の見直しなどを通じて、その予防、あるいは疾病の早期発見と早期治療が可能であることから、総合的な生活習慣病予防対策を推進していくことが重要です。

そこで、若年期からの健康づくりに重点を置いた保健事業を充実し、疾病の予防に重点を置いた健康づくり対策を強化し、二次障がいの予防に努めます。

また、障がいの程度を軽減し自立生活を促進するため、地域医師会、介護保険制度などほかの制度との連携により、障がいのある人が必要な医療やリハビリテーションを身近で受けられる環境を整備し、身体機能の維持が図られるよう体制整備に努めます。

さらに、障がいのある人だけでなく全ての人々が、地域でその人らしく生活ができるよう、その健康の保持・増進のため、保健、医療、福祉関係者が緊密に連携、支援していきます。

#### ■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	生活習慣病予防対策の推進	○健康の保持・増進や疾病、二次障がいの予防のため、妊娠期から高齢期までそれぞれのライフサイクルに応じた生活習慣病予防対策を発症予防、重症化予防の視点で関係機関と連携しながら推進します。	健康福祉課
2	障がいのある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実	○名西郡医師会との連携により、障がいのある人が必要な医療を、身近で受診できるよう個々に応じた環境の充実に努めます。 ○障がいのある人やその家族に対し「かかりつけ医」を持つよう啓発を進めます。	健康福祉課
3	リハビリテーション体制の充実	○障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練を充実します。 ○介護保険制度など他の制度と連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した障がいのある人へのリハビリテーションを充実します。	健康福祉課
4	在宅療養生活の支援	○障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化に努めます。 ○在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整や医療機関との連携を強化します。	健康福祉課

#### 第4章 障がい者計画

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
5	精神保健福祉事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心の健康の保持・増進のための啓発を行うとともに、心の健康に関する相談事業の推進を図ります。</li> <li>○精神障がい者が地域で自分らしく生活できるように、ボランティアも含め保健、医療、福祉関係者の連携を強化します。</li> <li>○自殺予防対策について地域住民へ、心の健康に関する啓発を行います。</li> </ul>	健康福祉課
6	医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者総合支援法の施行に基づく、更生医療、育成医療、精神通院医療費の支給を継続します。また、重度心身障がい者などに対する医療費助成を継続します。</li> </ul>	健康福祉課

基本目標2 地域生活を充実し、社会参加を支援するまちづくり

② 在宅福祉サービス等の充実

■施策の方針

障がいのある人が本人の希望に基づき、自己決定しながら、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けるために、在宅でのサービスを充実し、自立した生活を支援していくことが求められます。

このため、障がい福祉サービスなどについて障がいのある人やその家族へ周知を徹底していくとともに、相談支援の充実を図り、継続的な見守りを行うとともに、高齢化や重度化など状態が変わったときにそれぞれに応じた適切なサービス利用を促進するため、各関係機関と情報共有、連携を行い、障がいの状況に応じたきめ細かな支援がなされる体制の整備に努めます。

また、障害者総合支援法では精神障がいや発達障がい、難病患者、障がい児支援の強化が図られており、保健、医療、福祉、労働、教育など各関係機関と情報共有、連携が求められています。各関係機関が連携を行うことで、早期に障がいの状況に応じた、きめ細かな支援がなされる体制の整備に努めます。

■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅で生活する障がいのある人が充実した生活を送れるよう、相談支援に基づき福祉サービスの提供を行います。</li> <li>○重度な障がいがある人について、入院中も一定の支援を提供できるよう体制を整備します。</li> </ul>	健康福祉課
2	障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者本人の希望を確認しながら、相談事業で情報の共有化を行い、障がいに応じた自立に向けた福祉サービスの提供を行います。</li> </ul>	健康福祉課
3	障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域生活支援事業」について、身体障害者手帳等手帳交付時に情報提供を行い、障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業を実施します。</li> <li>○「広報かみやま」やホームページを利用して、「地域生活支援事業」について周知します。※「相談支援」や「コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記など）」、「日常生活用具給付・貸与」、「移動支援」、「地域活動支援センター」及びその他任意事業</li> </ul>	健康福祉課・総務課
4	在宅の難病患者などに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅での療養生活を続ける難病患者などの生活支援のための居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）や短期入所事業、日常生活用具の給付を継続します。</li> <li>○本人の希望するサービスを、相談事業所や保健・医療・福祉など関係機関と連携しながら、充実したサービス利用ができるよう、きめ細かな支援体制を整備します。</li> </ul>	健康福祉課
5	発達障がい者への総合的な生活支援策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国・県など関係機関と連携、情報共有し、発達障がいのある人が充実したサービスが利用できるよう、支援策を充実します。</li> <li>○神山町特別支援連携協議会を通して保健・医療・福祉・労働・教育等の関係機関が連携し、相談支援体制の充実、整備促進を図ります。</li> </ul>	健康福祉課・教育委員会

#### 第4章 障がい者計画

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
6	事業所に対する支援の充実	○関係機関による合同研修会の開催・参加により、共通理解や連携を図り、障がい者施設などの人材確保や育成、支援の向上に努めます。	健康福祉課

基本目標2 地域生活を充実し、社会参加を支援するまちづくり

③ 相談支援体制の充実

■ 施策の方針

障がいにかかわる相談は、児童から大人まで幅広く、それぞれが抱える悩みや戸惑いは多様化しており、一人ひとりが抱えるさまざまな問題について、気軽に利用できる専門的な相談窓口の設置が求められています。

障がい特性に応じた対応、情報提供ができる冊子の準備、相談員の連絡先の周知など、安心して、気軽に利用できるワンストップ相談体制の推進を図ります。

また、障がいのある人が相談窓口から適切な支援を受け、住み慣れた地域で暮らせるように、石井町と合同で設置している「名西郡障害者基幹相談支援センター」において専門的な相談・支援を行い、関係機関への連携、必要な資源に結びつける支援体制の充実を図ります。

■ 主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	窓口サービスの充実	○窓口に筆記用のメモや情報提供できる冊子を置くなど、障がいのある人の多様なニーズに配慮したきめ細かな窓口サービスの充実に努めます。	健康福祉課
2	総合的な相談ネットワークの構築	○多岐にわたる障がいのある人の相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課の連携体制の確保と「ワンストップ相談窓口」を設置します。 ○相談支援事業所、関係機関からの相談に対して、「名西郡障がい者基幹相談支援センター」を設置し、専門的な相談・支援を行います。また、一般の方からの相談も積極的に受け付けます。 ○地域包括ケアシステムの構築と障がいと介護の「共生型」サービスの整備について、関係部局が地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制づくりに努め、情報を共有し連携していきます。	健康福祉課・地域包括支援センター
3	身体障がい者相談員・知的障がい者相談員の活用	○障がいのある人やその家族が気軽に相談できるよう、身体障がい者相談員や知的障がい者相談員のさらなる活用を図ります。 ○身体障害者手帳等手帳交付時に相談員の連絡先などを同封し、誰もが気軽に相談できる体制を充実します。	健康福祉課
4	民生委員・児童委員の相談活動の充実	○相談・指導・助言など個別援助活動を行う民生・児童委員の相談活動を充実し、障がいのある人やその家族などのさまざまな相談について、関係機関に繋げるよう、連携、支援の充実を図ります。	健康福祉課

基本目標2 地域生活を充実し、社会参加を支援するまちづくり

④ 日中活動の場づくり

■ 施策の方針

障がいのある人が地域の中で役割を持ち、支え合いながら自立した生活を送り、社会参加活動を行うことができるよう、さまざまな日中活動の場を確保していくことが求められます。

社会参加を促し、地域と交わりながら生きがいのある生活を送るために、現在 9 事業者が提供する日中活動の場が大切であることから、今後も日中活動系サービスや地域生活支援事業の充実を図り、地域生活への移行を推進し、日中活動の場の確保に努めます。

また、こうした福祉施設の確保だけでなく、引きこもりなどの問題が生じないよう障がい程度の軽い人を中心に地域の既存施設などを有効利用した新たな日中活動の場の確保や他分野の事業との連携とも併せて検討していくことも必要と考えられます。

■ 主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保	○障害者総合支援法に基づく日中活動の場を確保するため、現在は9事業所と契約し、サービス提供を図っており、引き続き、事業者によるサービス提供基盤の確保、充実を図ります。	健康福祉課
2	新たな日中活動の場づくりの検討	○障がい支援区分の認定外となる軽度の障がいのある人や障がい児を対象とした日中活動の場の確保に努めます。 ○小規模共同作業所「うめっこ」において、生活訓練、社会適応能力向上のため、パットライス製造販売、アルミ缶収集洗浄などの活動ができるよう支援し、社会参加ができるよう努めます。	健康福祉課

基本目標2 地域生活を充実し、社会参加を支援するまちづくり

⑤ 居住支援の充実

■施策の方針

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住まいの場の確保・提供、住宅改修など環境の整備が不可欠です。特に、知的障がいや精神障がいのある人にとっては、暮らしの拠点を確保することが、地域への移行を支援・促進する上で重要となります。

このため、それぞれ障がい支援区分や置かれた家庭環境などに応じて暮らしの場を選択できるよう、事業者の意向や新規参入を促進し、障がい者総合支援法に基づく「施設入所支援」のほか、「グループホーム（共同生活援助）」、あるいは地域生活支援事業に位置づけられる「福祉ホーム」などの必要量の確保をめざします。

また、公営住宅への入居促進、空き家の活用など、町の住宅施策との調整の中で障がいのある人が地域で継続して生活できる仕組みや、施設入所や病院から住み慣れた地域への移行を支援する暮らしの場の確保をめざします。

■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	障害者総合支援法に基づく施設入所支援などの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者総合支援法に基づく入所支援施設やグループホーム、福祉ホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保に努めます。</li> <li>○福祉サービスを利用しながら、宿泊型自立訓練、グループホームや短期入所の体験利用など、段階を踏んで自立に繋がるよう支援します。</li> </ul>	健康福祉課
2	地域生活支援事業による住宅入居など支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅入居など支援事業について、委託事業所との連携により、その人にあった段階を踏みながら、自立に向けた事業の適正な実施をめざします。</li> </ul>	健康福祉課
3	一般住宅の確保の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた、居住サポート事業に取り組みます。</li> <li>○民間の空き住宅などについて、移住交流支援センターと連携し、その活用を検討、紹介します。</li> <li>○空き家を積極的に活用するため、住居、店舗などの確保に努めます。</li> <li>○公営住宅への入居など、町の住宅施策との連携・調整を行い、住宅の確保に努めます。</li> </ul>	健康福祉課・産業観光課・住民課
4	住宅改造の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう住宅を改造するにあたっての相談の充実と重度身体障がい者の住宅改修助成事業など費用負担への支援を行います。</li> </ul>	健康福祉課

基本目標2 地域生活を充実し、社会参加を支援するまちづくり

⑥ 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実

■施策の方針

障がいのある人が地域の中でスポーツや文化芸術活動に親しむことで、自己実現を図り、気のおけない仲間や自分を理解してくれる仲間づくりを支援することが重要です。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて障がい者スポーツがより注目されるようになり、障がい者スポーツを楽しむことができる機会の提供や環境の整備が求められています。

こうした視点に立ち、生活のゆとりやうるおいを高めるため、要約筆記や字幕などの積極的な活用、利用しやすい施設の整備などを行い、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を通じて健康づくりや交流などができる機会の拡充を推進します。

■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人の社会参加と仲間づくりを促すため、生涯学習施設を活用した学習機会の確保、芸術・文化活動に関する情報提供の充実に努めます。</li> <li>○要約筆記や字幕などを積極的に活用し、障がいのある人が講座や文化活動・などさまざまな活動に参加できるよう支援します。</li> <li>○移動手段への配慮や多様な障がいへの対応など、誰でもさまざまな活動に参加しやすくなるような支援の充実に努めます。</li> </ul>	健康福祉課・教育委員会
2	障がいのある人に配慮したスポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ・レクリエーション活動の需要のある層への効果的な周知方法を検討し、障がいのある人が健康の保持や交流を広げ、仲間づくりができるよう生涯スポーツの振興に努めます。</li> <li>○障がいのある人を対象とした大会や、スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供に努めます。</li> </ul>	健康福祉課・教育委員会
3	スポーツ施設の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、施設整備の際にバリアフリー化を検討するなど施設の整備・改善に努めます。</li> </ul>	教育委員会
4	障がいのある人への生涯学習関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい福祉に関する資料を収集し、正しい理解を深めるとともに、広報誌や防災無線などあらゆる広報手段により広く町民へのわかりやすい情報提供に努めます。</li> <li>○生涯学習関連情報の提供拠点である図書館における録音図書や大活字本を購入するなど、障がいに配慮した図書の収集と利用促進に努めます。</li> </ul>	健康福祉課・教育委員会・総務課

基本目標2 地域生活を充実し、社会参加を支援するまちづくり

⑦ 関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充

■施策の方針

障がいのある人のみならず、子どもや高齢者が住み慣れた地域で最後まで安心して暮らしていくためには、さまざまな生活課題に対応できる多様な支援ネットワークづくりが重要です。

このため、健康福祉課をはじめとする庁内関係各課や国・県の関係機関とのネットワーク化、あるいは社会福祉協議会を中心とするボランティアのネットワーク化といった全町的な支援ネットワークの構築のほか、地域を単位とする小域圏での住民相互のネットワーク化に至るまで多重構造のネットワークづくりをめざします。

また、これらの多層な支援ネットワークが効果的、効率的に機能するよう、「我が事・丸ごと」の地域づくりを行い、地域のさまざまな活動が相互に連携、協力できるよう、総合的なマネジメントの仕組みづくりをめざします。

■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健・医療・福祉・教育・雇用など広範な領域にわたる庁内関係各課による情報の共有や連携、協力ができるネットワークの構築を図ります。</li> <li>○民生委員・児童委員協議会や障がい者相談員のネットワーク活動を支援し、活用を図ります。</li> <li>○自治会や老人クラブなどさまざまな既存組織とのネットワークづくりに努めます。</li> <li>○社会福祉協議会を核とした多様な町民ボランティア活動、NPO活動のネットワーク化を促進します。</li> </ul>	健康福祉課
2	総合的なマネジメント機能の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人の自立生活や社会参加支援にかかわる調整のため、月1度「名西郡自立支援協議会」を開催し、事業所の報告に対し各関係機関が助言、指導などを行うことでサービスの向上、総合的なマネジメント機能の確立に努めます。</li> </ul>	健康福祉課

## 基本目標3 子どもの成長・発達に応じた支援を進めるまちづくり

### ① 障がいの早期発見・早期療育の推進

#### ■施策の方針

障がいのある子どもは、できる限り早い段階、特に発達途上にある乳幼児期に早期発見し、適切な治療や指導訓練を行うことにより、障がいの軽減や二次障がいの予防、基本的な生活能力の向上を図ることが可能です。

近年、保育所や幼稚園において、発達障がいの疑いなどがある子どもが増加している傾向にあり、臨床心理士などの専門員や医療機関などの関係機関が連携して、障がいを早期に発見し、できるだけ早い時期から療育を行うことが可能となるような体制づくりが求められています。

そこで、各種乳幼児健診・相談など母子保健事業が十分活用されるよう周知するとともに、自閉症スペクトラムや発達障がいなどに関する情報提供を行い、正しい知識の普及啓発を図ります。

また、健康診査や健康教育・予防接種時などさまざまな機会を通して、関係機関が情報共有し、子どもの成長・発達をチェックしていくとともに、保健・医療・福祉・教育の連携を密にし、発達相談、医療機関などに繋げ、障がいの早期発見、適切な療育が行えるよう体制整備をめざします。

#### ■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	妊産婦・乳幼児健診や各種母子保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関での妊婦・乳児一般健診や各種乳幼児健診・健康相談の充実と訪問指導の推進に努めます。</li> <li>○妊娠中から関わりを持ち、母体の変化と胎児期の発育の状況などを確認し、妊娠中のトラブルがなく、正期産での出産に望めるよう支援します。</li> <li>○健診未受診児への個別訪問を行い、発達確認と相談を行います。</li> <li>○健康教育・予防接種時などさまざまな機会を通して、乳幼児の成長・発達のフォロー体制を強化します。</li> </ul>	健康福祉課
2	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県、事業所、医療機関など専門機関との連携により、言語聴覚士など専門家による乳幼児期における成長発達や、育児不安に対する相談の充実を図ります。</li> <li>○在宅で生活する障がい児の日中の活動の場の確保のため、保健、医療、福祉関係者が密に連携し、支援していきます。</li> </ul>	健康福祉課
3	乳幼児サービスとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳児や幼児を対象とする保育所などのサービス機関と保育所巡回相談などを行う保健師の連携により、障がいの疑いのある乳幼児に対して適切な対応に努め、障がいの早期発見・早期療育の実施を図ります。</li> </ul>	健康福祉課

#### 第4章 障がい者計画

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
4	早期療育体制の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種健診において子どもの成長発達の節目における健診を実施し、障がいの早期発見、早期療育の実施を図ります。</li> <li>○早期療育のための保健、医療、福祉、教育などの連携を強化します。</li> <li>○発達状態に応じた個別相談や関係機関への紹介など、きめ細かな対応を図ります。</li> <li>○名西郡自立支援協議会や神山町特別支援連携協議会と連携し、乳幼児期から成人期まで一貫した個別支援、具体的な支援を行います。</li> </ul>	健康福祉課
5	障がいに関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○言語聴覚士による発達相談や1歳6ヶ月児、3歳児健診時に臨床心理士による育児相談、保健師による個別面接などで自閉症スペクトラムや発達障がい、知的障がいなど障がいに関する情報提供を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。</li> </ul>	健康福祉課
6	障がい児デイサービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心身に障がいのある児童の通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他必要な指導を行う障がい児デイサービス事業を推進します。</li> <li>○保育所、小学校にて巡回相談員の巡回を行い、放課後等デイサービスに繋ぎ、生活能力向上の為の訓練、社会との交流の促進を図ります。</li> </ul>	健康福祉課

基本目標3 子どもの成長・発達に応じた支援を進めるまちづくり

② 多様な障がい児への保育・教育の充実

■施策の方針

障がいがある子どももいない子どもも同様に、保育所や学校へ通えるようにするために、一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな対応や支援が求められています。また、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥/多動性障害)、自閉症スペクトラムなどに対する関心が高まり、学校においてもこれらを含めた特別支援教育の推進など、一人ひとりの個性や特性に応じた支援が求められています。

さらには、障がいがある子どもの教育については共生社会の実現に向け、障がいがある子どもとない子どもが可能な限り共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育の実現を目指す必要があります。

このため、障がいのある子どもが一人の人間として、その能力を最大限に伸ばしていくために、実務者会議を通じて情報共有を行い、特別支援教育コーディネーターを中心に連携に努め相談支援の充実を図ります。さまざまな教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図り、特別支援学級の設置促進や通常学級に在籍する特別な教育的支援が必要な子どもに対しても、学びやすい教育環境の整備をめざします。

■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	保育所における受け入れ体制の充実	○保育所における障がい児の受入体制の充実を図るとともに、年4回巡回相談を実施し保健師などとの連携による障がいの早期発見に努めます。	健康福祉課
2	就学・教育相談体制の充実	○保健・福祉や保育所、学校などにおいて、一人ひとりの特性に応じた就学・進路相談の充実を図ります。 ○神山町特別支援連携協議会を通じて校種間の相互連携を強化します。	健康福祉課・教育委員会
3	障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供	○特別支援学級や通常学級で学ぶ場合の支援強化を図ります。 ○個性や特性に応じた合理的配慮を行い、施設・設備について配慮します。	健康福祉課・教育委員会
4	特別支援教育の推進	○通常学級に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な子どもに対して、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に連携に努め支援体制を整備します。 ○実務者会議(ワーキンググループ)を通して支援が必要な子どもに対して情報共有を行い、個性や特性に応じた支援について考える機会の充実を図ります。	教育委員会
5	学校教育における障がい者理解の推進	○障がいの有無にかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるため、他市町村の特別支援学級などの子どもとの交流教育に努めます。 ○総合的な学習の時間などを通して、学校教育における障がい者問題に関する学習機会を充実します。	教育委員会

#### 第4章 障がい者計画

6	「障がい」に関する教職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障がいを含めた多様な障がいに対する理解を深めるため、神山町特別支援連携協議会において保育士や教職員などの研修を充実します。</li> <li>○実務者会議(ワーキンググループ)でのケース会議を通して、多様な障がいに対する理解を深めるとともに、支援について学ぶ機会を充実します。</li> </ul>	教育委員会
7	障がいのある子どもの放課後対策などの充実	○障がいのある子どもを含む全児童に対して放課後の居場所づくりの提案を行い、本人の意思に基づいて選択できるよう支援します。	健康福祉課・教育委員会

## 基本目標4 就労・経済的自立を支援するまちづくり

### ① 就労の場の拡充

#### ■施策の方針

障がい者の自立のためには、その適性や能力に応じた就労の場の確保や就労に伴う生活面の課題に対応することが必要です。

可能な限り希望する就労が実現できるよう、ジョブコーチなどの制度の活用、就労を希望する一人ひとりの希望に寄り添い、国、県をはじめ公共職業安定所や産業団体などとの連携、福祉施策と雇用施策との連携を図りながら、総合的な取り組みをめざします。

#### ■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	総合的な就労相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○名西郡自立支援協議会と協議しながら、障がい者一人ひとりの状態に応じた、適正な就労が確保できるよう努めます。</li> <li>○名西郡自立支援協議会において、就労への一貫した支援と総合的な相談支援に努めます。</li> </ul>	健康福祉課
2	福祉的就労機会の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一人ひとりの状態に応じた、多様な働き方を支援するため、町外も含めた就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどを提供する事業所の利用機会の確保に努めます。</li> <li>○特別支援学校卒業生や在宅障がい者の就労の場を確保するため、町内外の施設の空き情報の確認、提供など施設の利用機会の確保に努めます。</li> </ul>	健康福祉課

基本目標4 就労・経済的自立を支援するまちづくり

② 障がい者雇用の促進

■施策の方針

令和6(2024)年4月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」により段階的に法定雇用率が引き上げとなり、適用される障がいの範囲が拡大し、障がいのある人が働くことができる環境づくりが求められています。

障がい者雇用の促進に向けては、企業に対して法定雇用率や各種助成金などの情報提供の充実や理解を促すなど障がい者雇用の検討を働きかけ、職場への障がい者理解の啓発や多様な働き方の推進、企業と就労支援事業所などの関係機関との連携を強化するなど、障がい者が就労しやすい体制を推進します。

■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	障がい者雇用の拡大のための事業所などに対する啓発の推進	○徳島労働局と結んだ雇用対策協定により障がい者の雇用拡大に努めます。 ○知的障がいや精神障がいを含めた障がい者の雇用拡大のため、公共職業安定所(ハローワーク)、県、産業団体などと連携を強化し、事業所への啓発を推進します。	健康福祉課・産業観光課
2	町役場など公的機関における雇用拡大の推進	○知的障がい、精神障がいを含む障がい者の雇用について、町役場などの公的機関における事務や作業など、法定雇用率(2.8%)を下回らないように雇用を検討します。	総務課

③ 職場定着支援の充実

■施策の方針

一般就労をした障がいのある人の職場定着に向けて、就業面や生活面からの一体的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を行うことが必要です。

障がいのある人が就労後も安定して働き続けられるよう、障がい者就業・生活支援センターの職場定着支援事業を周知・啓発するとともに、相談支援機関や障がい福祉サービス事業者などと連携し、職場定着までの一貫した支援を推進します。

■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	就労定着支援の提供	○就業に伴う生活面の課題について、事業所・家族と連絡調整、相談を行いながら、障がい者が働き続けることができるよう支援を行います。	健康福祉課

基本目標4 就労・経済的自立を支援するまちづくり

④ 経済的支援の充実

■ 施策の方針

障がいのある人の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するためには、経済的な基盤づくりが重要です。障がいを理由に働いて得る収入が不十分な場合や働くことができない場合は、生活を支える各種手当の支給やその他公的な経済的支援が充実することで、生活を保障することができます。また、障がい年金を受給することができる人が、制度の理解不足により受給にかかる手続きをしていないということがないように注意していく必要があります。

障がいのある人の所得保障としては、障害基礎年金をはじめ、各種年金、手当などがあるほか、税金の減免、交通費などの割引、医療費の助成など、さまざまなものがあります。このため、障がいのある人やその家族に対して、各種年金や手当、減免制度などの周知啓発を図り、その情報の提供や相談体制づくり、要件に該当する人に対して支給の手続きに関する支援を行います。

■ 主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	各種福祉手当の支給	○在宅で生活している障がい者で要件に該当する人に対し、支給の手続きに関する支援を行い申請に繋げるよう努めます。	健康福祉課
2	生活福祉資金貸付の利用促進	○利用対象となる人に対し、適切な利用申し込みができるよう、窓口となる社会福祉協議会へ繋がります。	健康福祉課
3	心身障がい者扶養共済制度掛金助成事業の加入促進	○心身障がい者の65歳未満の保護者が加入でき、その保護者が死亡または、重度障がいになった場合に給付金を支給する「心身障害者扶養共済制度」の情報提供を行い、加入を促進します。	健康福祉課
4	各種減免制度の周知と利用促進	○住民税の控除や軽自動車税の減免など周知と丁寧な説明を心がけるとともに、バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金などの各種割引・減免制度の周知・普及に努めます。	健康福祉課・ 税務保険課

## 基本目標5 安全で安心して快適に暮らせるまちづくり

### ① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

#### ■施策の方針

地域で暮らす人々が積極的に社会参加するためには、障がいのある人のみならず、子どもや高齢者が外出、利用しやすい環境の整備が必要です。また、歩道や建物の段差の解消、憩いや交流の場となる公園整備などにおける利用しやすさへの配慮など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが重要です。

このため、障がいのある人への配慮はもとより、障がいの有無を問わず子どもから高齢者に至るまで誰もが自立した生活を安心して送ることができる、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりの視点に立って、利用者のニーズを把握するとともに、設計段階から計画的、効率的なバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進します。

#### ■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、広く町民のニーズを把握し、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化を進めます。</li> <li>○ユニバーサルデザインについての理解を深め、利用者のニーズを把握することで、誰もが社会参加できる環境を整備します。</li> <li>○公共施設利用者が安心・安全に利用できるよう、利用者の方々のニーズの把握に努めます。</li> </ul>	総務課・建設課
2	安全・安心の道路交通環境や公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人が安心して外出できるよう、道路の段差解消や安全な道路交通環境を整備します。</li> <li>○公園や観光施設、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人が利用しやすい多目的トイレの設置や案内板などの設置に努めます。</li> <li>○公衆トイレを多目的トイレとして利用できるよう、改修又は新築に向けて整備します。</li> </ul>	産業観光課・建設課
3	障がいのある人の意向を踏まえた事業実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人の多様なニーズを把握し、自立した生活が送れるよう、エレベーターの設置、バリアフリー化を進め、安全・安心のまちづくりに努めます。</li> </ul>	総務課・建設課
4	民間建築物の整備改善の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者など不特定多数の町民が利用する民間建築物についてもバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図るよう、ポスターの掲示など啓発活動を推進します。</li> </ul>	健康福祉課

基本目標5 安全で安心して快適に暮らせるまちづくり

② 移動・交通手段の整備改善

■ 施策の方針

障がいのある人の社会参加を促進するため、路線バスなどの公共交通機関ではステップの設置、車椅子での乗車、妊婦、障がい者優先座席の設置など、バリアフリー化が進んでいます。また、公共交通機関の利用が難しい障がいのある人に対し、移動支援事業個別支援型の費用の助成等で外出機会の確保に努めています。

障がいのある人だけでなく、誰もが住み慣れた地域において自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現していくため、公共交通機関およびその関連施設の充実とバリアフリー化の促進、同行援護、行動援護移動支援事業など必要な福祉サービスの充実、情報の提供を行います。

■ 主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	○移動に支障のある障がいのある人が安心して外出できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。 ○移動が著しく困難な障がいのある人に、外出に必要なサービスについて情報提供を行います。	健康福祉課
2	ボランティアによる移動支援	○障がいのある人の外出機会を確保するため、移送ボランティアの育成を検討します。	健康福祉課
3	「まちのクルマ Let's」利用助成事業の実施	○神山町内に住民基本台帳に記録されている者を対象とし、利用1回当たりの運賃の85パーセントを助成します。(利用1回当たりの助成の上限額8,000円)	住民課

基本目標5 安全で安心して快適に暮らせるまちづくり

③ 防災・防犯対策の充実

■施策の方針

「災害対策基本法」の改正（2021年）により、避難行動要支援者名簿の掲載者について、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、災害発生時における障がいの特性に配慮した適切な情報保障や福祉避難スペースを含む避難所や要配慮者二次避難所（福祉避難所）の確保に向けた取り組みや、避難行動要支援者名簿などを活用した障がいのある人に対する避難支援体制の整備などが求められています。

避難情報を適切に届けるため、聴覚障がい者には防災無線の個別受信機にモニターを設置するなど、その人に応じた緊急通信システムの整備に努め、支援が必要な人が迅速に避難できるよう、民生委員などと協力しながら、支援体制の充実、整備に努めます。

また、障がいのある人や高齢者、町民が交通事故や犯罪などの被害にあわないように、危険個所の点検や地域安全活動の推進、情報提供などを進めます。

■主要施策

No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	地域防災計画の推進	○「神山町地域防災計画」に基づき、障がいのある人や要援護者避難行動、要支援者に対する災害時の情報伝達、避難誘導體制および避難所における生活の困難性の軽減などに配慮した防災対策、避難支援体制の充実、整備を進めます。	健康福祉課・総務課
2	障がいのある人など災害時要援護者対策の推進	○「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき避難行動要支援者への支援計画の策定、地域における支援のために災害時要援護者台帳を整備し、毎年更新します。 ○神山町社会福祉協議会、民生委員、児童委員協議会などと協力しながら支援体制の充実、整備を目指します。	健康福祉課
3	緊急通信システムの充実	○災害および緊急事故の発生時における緊急通報体制の充実と防災無線を利用した迅速・的確な活動のため関係機関との連携強化・施設整備を図ります。 ○その人に応じた緊急通信システムの整備、防災行政無線の維持管理、メンテナンスを適正に行い、関係機関との連携を強化します。 ○地域アプリ「さあ・くる」の活用	総務課
4	地域防犯体制の確立	○地域における障がいのある人を守るため、警察署などと連携し防犯思想の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。 ○地域の自主防犯組織の支援、育成を進めます。	総務課
5	交通安全対策	○障がいのある人だけでなく、誰もが安心して地域で暮らすために、各地区分会長による危険箇所点検など周辺地区の交通安全対策を行うとともに、障害者団体や交通安全協会などと連携し、障がいのある人に対する安全教室の実施を検討するなど対策を強化します。	総務課

基本目標5 安全で安心して快適に暮らせるまちづくり

④ 情報提供体制の充実(情報アクセシビリティの向上)

■施策の方針

令和4年5月に、障害者による情報の取得および利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行され、デジタル社会において、情報の発信・取得方法が多様化する中、障がいのある人が生活上必要な情報やさまざまな活動に参加するための情報を取得・利用しやすい環境の向上が求められています。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の主旨を踏まえ、障がいのある人が自らインターネットなど情報媒体を利用することにより、支障なく情報取得ができ、コミュニケーション手段の確保ができるよう支援します。また、災害時においても障がいのある人に情報が伝達できるよう情報のバリアフリー化に努めます。

■主要施策

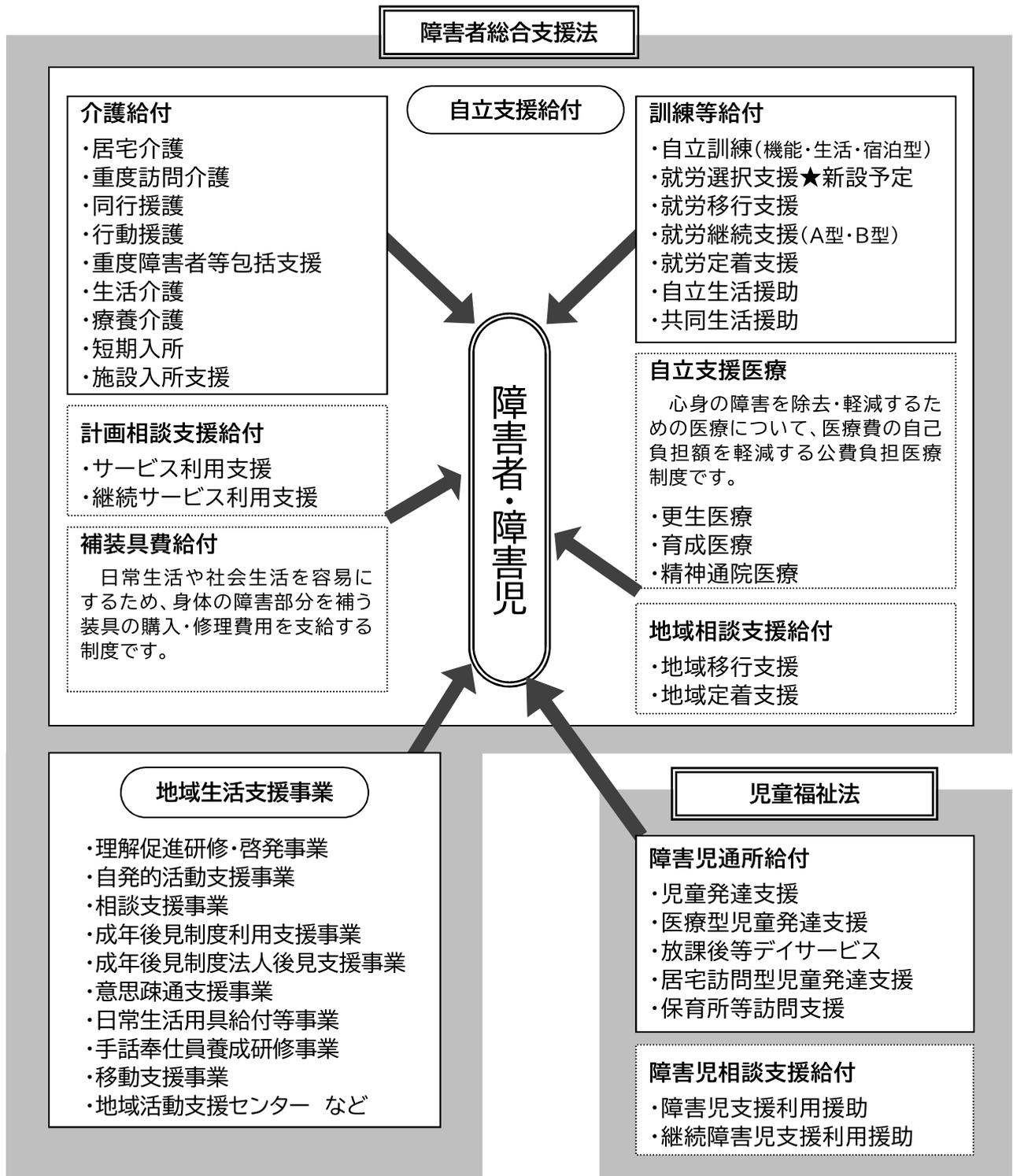
No.	施策・事業名	施策の概要	担当課
1	障がいのある人に対する広報の充実	○障がいのある人やその家族が必要とする情報について、2ヶ月ごとに発行している「広報かみやま」や町のホームページの活用などにより、その提供を活発に行います。	健康福祉課・総務課
2	情報バリアフリー化の推進	○障がいのある人がインターネットなどで必要な情報を気軽に取得できるよう、地域活動支援センター事業を利用し、事業所でパソコン操作の支援を行います。	健康福祉課
3	障がいのある人を対象とするIT講習の実施	○地域活動支援センターにおいて、障がいのある人がコンピュータなどを利用できるよう障がいのある人向けのIT講習を推進します。	健康福祉課

# 第5章 第7期障がい福祉計画

## 1. 障がい福祉サービス等の全体像

障がい者・障がい児への支援体系には、障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービスがあり、障害者総合支援法のもとでは自立支援給付、地域生活支援事業が、児童福祉法のもとでは障害児通所給付、障害児相談支援給付がそれぞれ提供されています。

<障がい者・障がい児への支援体系>



## 2. 令和8(2026)年度末までに達成すべき成果目標及び活動指標

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行等

#### ■成果目標・活動指標の考え方(●:市町村が設定、○:都道府県が設定)

国の 指針	<p>《成果目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</li> <li>● 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。</li> </ul> <p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい福祉サービス（訪問系、日中活動系、居住系、相談支援）の利用者数、利用時間数、利用日数。</li> </ul>
神山町の 方針	<p>・ 国の指針に基づく成果目標を本町に当てはめた場合、地域生活移行者数は2人となります。しかし、本町では受け皿となる社会資源の不足など、地域移行に向けた支援体制が十分ではないことや、個々の利用意向などを考慮し、地域生活移行者数については1人を目標とし、支援の充実を図ります。</p>

#### ■成果目標

基準値	数値
令和4年度末時点の施設入所者数(A)	23人
令和8年度末時点の施設入所者数(B)	21人

項目	目標	考え方
地域生活移行者数 (令和8年度末まで)	1人	令和8年度末までの地域移行者数(C)
	4.3%	$(C) / (A)$
施設入所者の削減数 (令和8年度末まで)	2人	令和8年度末までの削減見込み数(D) = $(A) - (B)$
	8.7%	$(D) / (A)$

#### ■活動指標

※p.76～p.78の「3. 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策」を参照。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ■成果目標・活動指標の考え方（●：市町村が設定、○：都道府県が設定）

国の 指針	<p>《成果目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の設定。</li> <li>○精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定。</li> <li>○精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）の設定。</li> </ul> <p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数。</li> <li>●保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族などの関係者ごとの参加者数。</li> <li>●保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数。</li> <li>●精神障がい者の地域移行支援の利用者数。</li> <li>●精神障がい者の地域定着支援の利用者数。</li> <li>●精神障がい者の共同生活援助の利用者数。</li> <li>●精神障がい者の自立生活援助の利用者数。</li> <li>●精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数。【新規】</li> <li>○精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数。</li> </ul>
神山町の 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・医療・福祉関係者による協議の場については、名西郡自立支援協議会の精神障がい者支援部会に設置しています。</li> <li>・精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の利用者数はそれぞれ令和8年度末までに2人、共同生活援助については各年2人の利用を見込んでおり、地域への移行や定着に向けた支援の充実を図っていきます。</li> </ul>

### ■活動指標

項目	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	か所	0	0	1	1	1	1
協議の場の開催回数	回/年	0	0	2	3	3	3
協議の場への関係者の参加者数	人/年	0	0	8	8	8	8
協議の場における目標設定および評価の実施回数	回/年	0	0	1	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人/年	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援	人/年	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助	人/年	1	2	2	2	2	2
精神障がい者の自立生活援助	人/年	0	2	2	0	0	2
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数。【新規】	人/年	0	2	2	2	2	2

### (3) 地域生活支援の充実

■成果目標・活動指標の考え方(●:市町村が設定、○:都道府県が設定)

国の 指針	<p>≪成果目標≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点などを整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のためコーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績などを踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。</li> <li>●令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】</li> </ul> <p>≪活動指標≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活支援拠点などの設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点などにおける機能の充実に向けた支援の実績などを踏まえた検証および検討の実施回数。</li> </ul>
神山町の 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に名西郡自立支援協議会を中心に拠点整備を実施します。また、整備後については、運営状況の検証および改善検討を年1回以上行っていきます。</li> </ul>

■成果目標

項目	目標
地域生活支援拠点などの整備（か所）	1か所
地域生活支援拠点の運用状況の検証および改善検討	年1回
支援ネットワークなどによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築の有無	有
強度行動障害を有する者への支援体制の整備の有無【新規】	有

■活動指標

項目	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点などのコーディネーターの配置人数	人/年	0	0	1	1	1	1
障害福祉サービス事業所などの担当者の配置人数	人/年	0	0	0	1	1	1

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ■成果目標・活動指標の考え方(●:市町村が設定、○:都道府県が設定)

国の 指針	<p>≪成果目標≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉施設の利用者のうち、福祉施設から一般就労への移行の推進のため、令和8年度中に就労移行支援事業など（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</li> <li>●就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】</li> <li>●就労定着支援事業の利用者数は令和8年度末の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</li> </ul> <p>○就労定着率については令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また都道府県などが地域の就労支援のネットワークを強化し雇用福祉などの関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため協議会（就労支援部会）などを設けて取り組みを進めることを基本とする。【新規】</p> <p>≪活動指標≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数。</li> <li>○福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数。</li> <li>○福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数。</li> <li>○障害者に対する職業訓練の受講者数。</li> </ul>
神山町の 方針	<p>・本町では就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した人は令和3年度で0人となっていますが、令和8年度に向け、各サービスの充実や障がいのある人の一般就労を受け入れる事業所への支援などに努め、障がい者の就労を促進します。</p>

### ■成果目標

#### ①福祉施設から一般就労への移行者数

項目	区分	数値	考え方
福祉施設を退所して就労移行支援事業などを通じて一般就労した人数	基準値 (令和3年度)	0人	令和3年度に、就労移行支援事業などを利用して一般就労した人数
	目標 (令和8年度)	1人	令和8年度に、就労移行支援事業などを利用して一般就労する人数

#### ①-1 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

項目	区分	数値	考え方
就労移行支援事業を通じて一般就労した人数	基準値 (令和3年度)	0人	令和3年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労した人の数
	目標 (令和8年度)	1人	令和8年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労する人の数

①-2 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数

項目	区分	数値	考え方
就労継続支援A型を通じて一般就労した人数	基準値 (令和3年度)	0人	令和3年度に、就労継続支援A型を利用して一般就労した人の数
	目標 (令和8年度)	1人	令和8年度に、就労継続支援A型を利用して一般就労する人の数

①-3 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数

項目	区分	数値	考え方
就労継続支援B型を通じて一般就労した人数	基準値 (令和3年度)	0人	令和3年度に、就労継続支援B型を利用して一般就労した人の数
	目標 (令和8年度)	0人	令和8年度に、就労継続支援B型を利用して一般就労する人の数

② 就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用率

項目	区分	数値	考え方
就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用人数	基準値 (令和3年度)	0人	令和3年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用人数
	目標 (令和8年度)	1人	令和8年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労する人の就労定着支援事業利用人数

③ 就労移行支援事業所の就労定着率

項目	区分	数値	考え方
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所	基準値 (令和3年度)	0か所	令和3年度の就労定着率が7割以上の事業所数
	目標 (令和8年度)	1か所	令和8年度の就労定着率が7割以上の事業所数

■ 活動指標

※都道府県が設定するため、神山町ではありません。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

### ■成果目標・活動指標の考え方（●：市町村が設定、○：都道府県が設定）

国の 指針	<p>《成果目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関などの連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。</li> <li>●協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善などを行うとともに、これに必要な協議会の体制を確保する。【新規】</li> </ul> <p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●基幹相談支援センターの設置。【新規】</li> <li>●地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言回数。</li> <li>●地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数。</li> <li>●地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数。</li> <li>●協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善。【新規】</li> </ul>
神山町の 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援体制の充実・強化などに向けた取り組みは、圏域で3事業所と契約しており、今後もニーズに応じて対応していきます。</li> <li>・総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化に向けて、名西郡障がい者基幹相談センターを設置している。</li> </ul>

### ■成果目標

項目	基準値 (令和5年度)	目標 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置数	1か所	1か所
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の改善などを実施【新規】	未実施	拡充

### ■活動指標

項目	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業者に対する専門的な指導、助言回数	回/年	4	0	4	4	4	4
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	3	2	3	4	4	4
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	9	1	10	10	10	10

## (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### ■成果目標・活動指標の考え方(●:市町村が設定、○:都道府県が設定)

国の 指針	<p>《成果目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。</li> </ul> <p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県が実施する障がい福祉サービスなどに係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数。</li> <li>●障害者自立支援審査支払などシステムなどでの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体などと共有する体制の有無およびそれに基づく実施回数。</li> <li>●都道府県などが実施する指定障がい福祉サービス事業者および指定障がい児通所支援事業者などに対する指導監査の適正な実施と、その結果を関係自治体と共有する体制の有無およびそれに基づく共有回数。</li> <li>○相談支援専門員研修およびサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新規】</li> <li>○相談支援専門員およびサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドラインなどを活用した研修の実施回数および修了者数の見込み【新規】</li> </ul>
神山町の 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築に向け、関係機関や近隣市町村との連携に努めていきます。</li> </ul>

### ■成果目標

項目	基準値 (令和5年度)	目標 (令和8年度)
障がい福祉サービスなどの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	未実施	拡充

### ■活動指標

項目	単位	実績			計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい福祉サービスなどに係る研修への参加人数	人/年	1	1	3	2	2	2
審査結果を共有する体制	体制の有無	有	有	有	有	有	有
審査結果を共有する体制に基づく実施回数	回/年	0	0	0	1	1	1

### 3. 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策

#### (1) 訪問系サービス

##### ■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	障がいのある人のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、調理、洗濯、掃除などの家事援助、また生活などに関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または知的障がいや精神障がいがあり、常時介護を必要とする人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、調理、洗濯、掃除などの家事支援、また生活などに関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行うほか、外出時には移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対して、移動時や外出先での必要な情報の提供支援や、移動援護、その他の外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者などであって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある者、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的に行います。

##### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	人/月	13	15	18	18	18	18
サービス	時間/月	184	154	158	160	160	160

※単位：(利用者数＝人/月)、(利用時間数＝時間/月)

##### ■見込み量の確保の方策

訪問系サービスは、日常生活を営むうえで支障がある人の居宅生活を支えるために必要なサービスです。そのため、入所施設や精神科病院からの地域移行を見据えて、受け皿となる事業所の確保やサービスに関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供を推進できるよう、サービス量の確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要な人に対して、昼間の入浴、排せつ、食事などの身体介護や、調理、洗濯、掃除などの家事支援、また生活などに関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいがある人や難病などの対象者に対して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションや、生活などに関する相談および助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練や、生活などに関する相談および助言、その他の必要な支援を行います。
就労選択支援 【新規】	障害者本人が就労先・働き方について、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などに合ったより良い選択ができるよう支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の人で、一般就労が可能と見込まれる人に対して、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 A型	適切な支援により雇用契約などに基づいて就労する人に対して、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 B型	通常の事業所に雇用された経験はあるものの、年齢、心身の状態その他の事情により引き続きは雇用されなかった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人などに対して、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院などへの長期入院による治療に加え、常時介護が必要な人に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をします。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間の入所をさせ、入浴、排せつや食事の介護などを行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	31	30	30	30	30	30
	人日/月	637	631	633	634	634	634
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	2	1	1	1	1
	人日/月	0	31	31	31	31	31
就労選択支援 【新規】	人/月	—	—	—	—	1	1
	人日/月	—	—	—	—	3	3
就労移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	20	20	20
就労継続支援 A型	人/月	4	2	3	3	3	3
	人日/月	61	37	37	40	40	40
就労継続支援 B型	人/月	5	6	6	6	6	6
	人日/月	98	97	123	120	120	120
就労定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1
療養介護	人/月	3	3	3	3	3	3
短期入所 (福祉型)	人/月	3	2	9	3	3	3
	人日/月	1	1	1	2	2	2
短期入所 (医療型)	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	0	0	0	0

※単位：(利用者数=人/月)、(利用日数=人日/月)

■見込み量の確保の方策

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、必要なサービス量などの情報を共有し、受け入れ体制の確保やサービスの質の向上に努めていきます。

### (3) 居住系サービス

#### ■サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから、一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力などを補うため、適時、適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつや食事の介護などを行います。
施設入所支援	生活介護などの日中活動とあわせて、主として夜間に、入浴、排せつおよび食事などの介護、生活などに関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人/月	8	9	8	8	8	8
共同生活援助 (重度障がい者)	人/月	0	0	0	0	0	1
施設入所支援	人/月	25	24	23	23	23	23

※単位：(利用者数=人/月)

#### ■見込み量の確保の方策

今後は利用者の大幅な増加とならないよう、地域移行を促進していきます。

## (4) 相談支援

### ■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスおよび地域相談支援を利用するすべての人を対象に、支給決定を行う際にサービスなど利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、サービスなど利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者などを対象に、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などへの相談、その他必要な支援を行います。

### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	56	59	59	60	60	60
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1

※単位：(利用者数=人/月)

### ■見込み量の確保の方策

今後も、一人ひとりの心身の状況や生活環境などを勘案して、最適なサービスを提供するために計画相談支援などを実施します。

## (5) 地域生活支援事業

### (必須事業)

#### ① 理解促進研修・啓発事業

地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人などが日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人などに対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

#### ■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

#### ■見込み量の確保の方策

障がいへの理解促進を図るため、町民に分かりやすい啓発イベントなどを開催します。

#### ② 自発的活動支援事業

障がいのある人などが自立した日常生活および社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がいのある人、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みへの支援を行います。

#### ■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

#### ■見込み量の確保の方策

障がい当事者やその家族同士の情報交換のできる自発的な交流活動の支援を図ります。

#### ③ 相談支援事業

##### ア 障がい者相談支援事業

障がいのある人や障がいのある児童の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、障がい福祉サービスの利用に関する支援などを行います。また、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人などの権利擁護のための必要な支援を行います。

### イ 基幹相談支援センター

障がいのある人などの総合的な相談に応じ、権利擁護のために必要な援助を行うほか、関係機関と連携し、障がいのある人などが地域で自立して自分らしく生きていけるように支援を行います。また、相談支援体制の強化のために相談支援事業者などに対する研修を実施します。

### ウ 住宅入居等支援事業

地域での単身生活を希望していても、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、支援を行います。

#### ■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

#### ■見込み量の確保の方策

障がいのある人の立場に立った相談支援に努めます。

## ④ 成年後見制度利用支援事業

知的障がいのある人または精神障がいのある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる経費のすべてまたは一部を補助します。

判断能力が不十分な障がいのある人の障がい福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。

#### ■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1	2	2	2

#### ■見込み量の確保の方策

今後も、障がいのある人の必要な援助として権利擁護の取り組みを推進しつつ、成年後見制度の周知を図ります。また、成年後見制度の利用困難者に経済面から補助を行い、制度の利用を促進します。また、本町では、令和4年度に成年後見支援センターを神山町地域包括支援センター内に設置しています。

## ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動への支援を行います。

### ■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

### ■見込み量の確保の方策

後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備に努めます。

## ⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者などが、社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。

### ■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	利用者数 (実人数)	0	0	1	1	1	1

### ■見込み量の確保の方策

利用対象者のさまざまなニーズに的確に応えられるよう、手話通訳および要約筆記者登録者の確保や資質の向上に取り組みます。

## ⑦ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話表現技術を習得した人材の養成を行います。

### ■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	1	1	1

### ■見込み量の確保の方策

希望者に対して講習会を案内し、通訳者を養成していきます。

## ⑧ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人などの日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与します。

### ■事業の内容

事業名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッドなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置など
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### ■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	0	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	1	0	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	14	7	4	4	4
排泄管理支援用具	件/年	198	185	185	185	185	185
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	0	0	1	1	1
合計	件/年	201	200	193	193	193	193

### ■見込み量の確保の方策

障がいのある人のモニタリング・アセスメントにより、在宅生活をより円滑に過ごすことができるよう適正な給付を図るとともに、利用者ニーズに応じた種目・品目の拡大について検討します。

## ⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な視覚障がい者、全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者および障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。

### ■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業 (個別支援型)	人/年	0	0	2	4	4	4
	時間/年	0	0	10	20	20	20

### ■見込み量の確保の方策

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、一人ひとりの障がい特性やニーズに対応できるサービスの提供に努めていきます。

また、神山町移動支援事業個別支援型の利用者負担額の助成を行っています。

## ⑩地域活動支援センター

地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供し、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。

### ■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自市町村分	か所/年	1	1	1	1	1	1
	人/年 (延べ)	7	6	10	10	10	10
他市町村分	か所/年	1	1	1	1	1	1
	人/年 (延べ)	4	3	3	4	4	4

### ■見込み量の確保の方策

今後も利用者の状況に応じた活動の機会の提供や交流活動の継続を図ります。

**(任意事業)****①福祉ホーム事業**

低料金で利用できる福祉ホームを整備し、家庭環境や住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある人の居住の場を確保するとともに、日常生活に関する相談や助言などを行います。

**■事業量の見込み**

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	人/年	0	0	0	1	1	1

**■見込み量の確保の方策**

現在の利用者数は0人となっていますが、家庭環境や住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある人の居住の場を確保するため、必要に応じて事業を実施していきます。また、神山町福祉ホーム利用費助成事業で利用者負担額を助成しています。

**②日中一時支援事業**

日中において看護する者がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある人および障がい児に対して、日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設などにおいて活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などを支援するとともに、家族などの就労支援および一時的な休息を図ることを目的として実施します。

**■事業量の見込み**

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	1	1	2	2	2	2

**■見込み量の確保の方策**

障がいのある人の日中に活動する場を確保し、家族の就労支援、休息やリフレッシュなどのために利用できるよう、サービス提供事業者の育成と確保に努めます。また、神山町日中一時支援事業で利用者負担額を助成しています。

### ③自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車の運転免許取得や改造に対する助成を通じて、障がいのある人の社会参加を促進します。

#### ■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得	人/年	0	0	0	1	1	1
自動車改造費助成	人/年	0	0	0	1	1	1

#### ■見込み量の確保の方策

利用者の経済的負担を解消するだけでなく、社会参加の視点もふまえ、事業を促進していきます。

## 第6章 第3期障がい児福祉計画

### 1. 令和8(2026)年度末までに達成すべき成果目標及び活動指標

#### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

■成果目標・活動指標の考え方(●:市町村が設定、○:都道府県が設定)

<p>国の指針</p>	<p>《成果目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</li> <li>●令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</li> <li>○「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、令和8年度末までに、各都道府県において、難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県および必要に応じて政令市は難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築すること。</li> <li>●令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</li> <li>●令和8年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。【医療的ケア児支援センターの設置は新規】</li> <li>○各都道府県および各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置。【新規】</li> </ul> <p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童発達支援の利用児童数、利用日数。</li> <li>○医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数。</li> <li>●放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数。</li> <li>●保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数。</li> <li>●訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数。</li> <li>○福祉型障がい児入所施設の利用児童数。</li> <li>●障害児相談支援の利用児童数。</li> <li>○医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数。【新規】</li> </ul>
<p>神山町の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの設置については、圏域での共同設置を目指します。</li> <li>・保育所等訪問支援事業所、児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所については、今後もニーズに応じて町外事業所を活用していきます。</li> <li>・医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場については、名西郡自立支援協議会に位置づけて実施しています。</li> </ul>

■成果目標

項目	基準値 (令和5年度)	目標 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置数	0か所	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)の推進体制の構築(整備数)	0か所	1か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	0か所	0か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス 事業所数	0か所	0か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	1か所	1か所

■活動指標

※p.89～p.90の「2. 障がい児通所支援事業等の見込量と確保の方策」を参照。

## 2. 障がい児所支援事業等の見込量と確保の方策

### (1) 障がい児通所支援・障がい児相談支援

#### ■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	地域で生活する就学前の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的な動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を支援します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援および治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態等にあり、児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出することが困難な児童に対して、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所などを現在利用中の障がいのある児童に対して、保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うことによって、保育所などの安定した利用を促進します。
障害児相談支援	障がい児支援を利用するすべての障がいのある児童を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
医療的ケア児に対するコーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、適切な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発などを行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターとして相談支援専門員などを養成し、配置します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	6	7	6	8	8	8
	人日/月	50	32	32	30	30	30
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	1	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	1	1	2	4	5	6
	人日/月	2	2	5	10	10	12
保育所等訪問支援	人/月	1	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人/月	7	8	8	8	9	10

※単位：(利用者数=人/月)、(利用日数=人日/月)

事業名	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	0	0	1	1	2

■見込み量の確保の方策

児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援については利用を見込んでおり、サービス提供事業者と連携して実施体制の確保を図ります。

また、医療型児童発達支援・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援については、必要に応じて対応できるよう提供体制の確保に努めます。

今後も各サービスの提供を通して、療育の必要な子どもやその家族が抱える子どもの発達への不安にしっかりと対応し、事業所の確保に努めます。

障害児相談支援については利用を見込んでおり、サービス提供事業者と連携して実施体制の確保を図ります。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、対象となる医療的ケア児の把握に努め、体制の整備が進めていけるよう検討をしていきます。

## (2) 発達障がい者支援

### ■事業の内容

事業名	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講	ペアレントトレーニングは、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。 ペアレントプログラムは、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラムです。
ペアレントメンター育成	発達障がいのある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよき相談相手となれる人の育成を行います。
ピアサポート活動	同じ困難さを抱える、あるいは困難な立場にある人々が互いに支えあう活動を支援します。

### ■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい者地域支援協議会の開催回数	回/年	0	0	0	0	0	1
支援プログラム等の受講者数(保護者)	人/年	0	0	0	0	0	0
支援プログラム等の実施者数(支援者)	人/年	0	0	0	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	1

### ■見込み量の確保の方策

ペアレントメンターの育成、ピアサポート活動への支援については、近隣市町村、関係団体などと連携し、実施できるよう検討をしていきます。

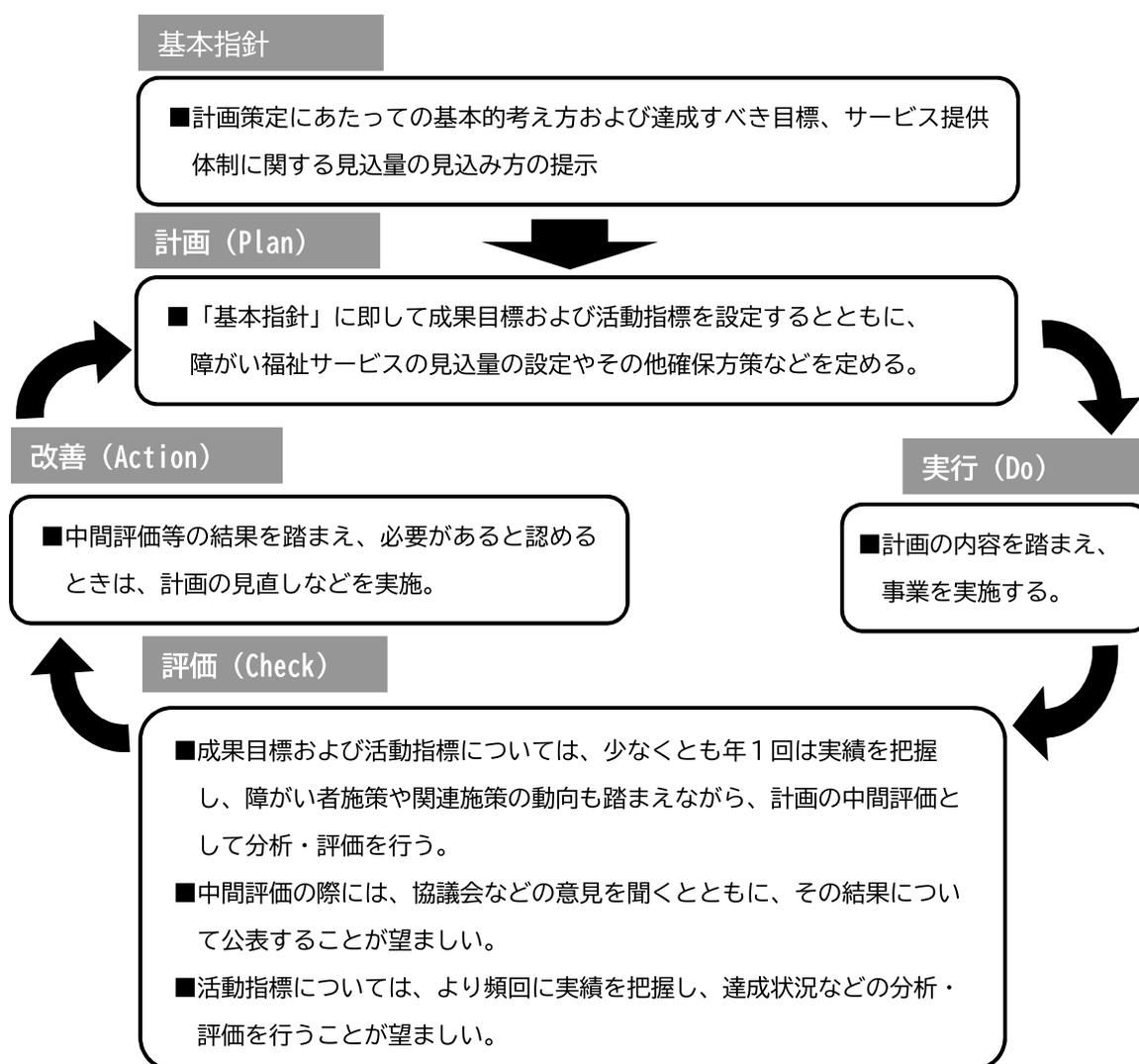
## 第7章 計画の推進に向けて

### 1. 町の推進体制と計画の進行管理

本計画および関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局などとの連携を図りながら本計画を推進します。

また、障がい者計画および障がい福祉計画・障がい児福祉計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、本計画の実施状況を点検・評価します。

#### <計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ>



## 2. 圏域での連携

---

徳島県および近隣の市町村と連携を取り、名西郡自立支援協議会で決定した事項について幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

## 3. 行政職員の資質向上

---

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がい者（児）への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

## 4. 関係機関・ボランティア団体との連携体制

---

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外のさまざまな関係施設などが、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。

また、障がい者（児）が身近で役立つような情報が得られるよう、さまざまな支援や啓発活動を実施するボランティア団体や障がい者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

## 5. 計画の普及・啓発

---

本計画について、町の広報やホームページ、パンフレットなどでの広報を行い、計画内容の周知を図ります。また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、町内会や民生委員児童委員などを通じて、各地域での具体的な取り組みや活動事例などを紹介していきます。

# 参考資料

## 1. 「神山町障害者計画等策定委員会」設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（平成28年法律第65号）に規定する障害児福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、神山町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、障害者団体、社会福祉団体、行政関係機関等から町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償費)

第7条 委員の報償費は、日額6,000円とする。ただし、町の経済に属する常勤の職員が委員の場合は、報償費を支給しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

附 則

1 この要綱は、公布のから施行する。

2 この要綱の施行の日以降最初に招集される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則（令和2年告示第74号）

この告示は、公布の日から施行する。

神山町障がい者計画・  
第7期障がい福祉計画・  
第3期障がい児福祉計画

発行 令和6年3月

編集 神山町健康福祉課

〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間 100

TEL 088-676-1114 FAX 088-676-1100

神山町 HP <https://www.town.kamiyama.lg.jp/>